

平成25年12月10日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成25年12月10日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 議案第31号 東庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7 議案第32号 東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第33号 東庄町食肉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第34号 東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第10 議案第35号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第36号 平成25年度東庄町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第37号 平成25年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第38号 平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第39号 平成25年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 請願第 4号 町道2010号線排水路整備に関する請願
- 日程第16 陳情第 3号 産業廃棄物中間処理施設設置反対に関する陳情
- 日程第17 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1 番 林 俊 之 君
 2 番 大 網 正 敏 君
 4 番 花 香 孝 彦 君
 5 番 佐久間 義 房 君
 6 番 板 寺 正 範 君
 7 番 城之内 一 男 君
 8 番 高 木 武 男 君
 9 番 林 甚 一 君
 1 0 番 鈴 木 正 昭 君
 1 1 番 多 田 和 弘 君
 1 2 番 土 屋 進 君
 1 3 番 山 崎 ひろみ 君
 1 4 番 宮 崎 正 吾 君
 1 5 番 高 嶋 雅 弘 君
 1 6 番 鎌 形 寿 一 君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町 長 岩 田 利 雄 君
 副 町 長 清 水 正 幸 君
 監 査 委 員 平 山 茂 君
 総 務 課 長 五十嵐 秀 司 君
 病 院 事 務 長 宇ノ澤 康 成 君
 町 民 課 長 池 永 芳 則 君
 会 計 管 理 者 鈴 木 努 君
 健 康 福 祉 課 長 石 毛 克 身 君
 ま ち づ ぐ り 課 長 金 島 正 好 君
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 河 津 静 夫 君
 教 育 委 員 会 委 員 長 向 後 元 道 君
 教 育 長 小 澤 茂 君

教 育 課 長 林 敏 行 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 小 林 豊

次 長 宮 前 玉 子

主 査 箕 輪 広 次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成25年12月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、15番 高嶋雅弘君、8番 高木武男君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、多田和弘君。

11番(多田和弘君)

おはようございます。平成25年12月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る12月3日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案9件、請願1件、陳情1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から12月13日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は6人の議員から通告がありましたので、これを行います。

次に、議案第31号から議案第39号を順次上程し、質疑、採決を行います。

続いて、請願第4号及び陳情第3号を上程し、請願については、請願の紹介議員から趣旨説明を求め、それぞれ所管の常任委員会に付託して散会とします。

第2日目の12月11日及び翌日の12日は休会とし、この間、11日の午前中は総務産業常任委員会を、午後は文教福祉常任委員会を、それぞれ議員控室において開催することで合意を得ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の13日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、請願第4号及び陳情第3号について、総務産業常任委員会及び文教福祉常任委員会のそれぞれの審査報告を受け、質疑・採決を行って閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び一部事務組合の議会報告等を行う予定です。

また、お手元に陳情書の写し2件を参考配付としてお配りしましたが、本町議会としては、議員各位に配付するのみにとどめることにしましたので、ご了承願います。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月13日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について、派遣議員の代表から、お手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承を願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願1件、陳情1件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成25年8月21日から11月30日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず、1ページ目、総務課の庶務関係でございますけれども、10月30日に第3回行政協力員まちづくり会議を開催いたしました。産業廃棄物中間処理施設の問題が町全体の問題として議論されるなど、有意義な会議となりました。

次に、交通関係でございますが、9月20日から9月30日まで、交通安全協会東庄町支部の協力を得て、秋の全国交通安全運動を展開したほか、幼児や高齢者を対象とした交通安全教室を実施しております。

次に、2ページ目、中段の企画財政関係でございますけれども、11月7日にふるさと応援基金使途選定委員会を開催いたしました。平成20年に設置したふるさと応援基金は、多くの方々の善意によりまして、1,000万円を超える積立額となり、活用の仕方を検討いただき、交通弱者対策に充てるとの決定をいただいております。これにつきましては、今回、補正予算に計上し、ご審議をいただく予定でございます。よろしく願いを申し上げます。

次に、3ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、町県民税等の新規・更正分納入通知書及び未納付者に対する督促状を記載のとおり発送しております。これからも徴収率の向上に努めてまいります。

次に、6ページ目、環境関係の住宅用太陽光発電設備と合併浄化槽の設置補助金を記載のとおり交付決定しております。引き続き、県の補助金を活用して実施をしてまいりたいと考えております。

次に、7ページ目、中段の健康福祉課の高齢者福祉関係でございますが、10月11日に満100歳のお祝いということで、3名の方のお宅にお伺いし、お祝いの品等を贈呈してまいりました。また、10月2日には、202人のご参加をいただきまして、高齢者いきいきレクリエーションを開催しております。今後も高齢者が元気に生活が送れるよう、各種施策に取り組んでまいります。

次に、8ページ、9ページの衛生関係、保健関係でございますが、記載のとおり、

各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。

また、10ページ目、中段に地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動、利用状況を記載しております。老人福祉施策はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、11ページ目、まちづくり課の建設関係でございますが、道路改良工事等、記載の工事を発注をしております。

次に、14ページ目、上段、商工・観光関係でございますが、旭市ほか近隣市町のイベントに参加し、東庄町のPR活動を行っております。

また、11月27日に、第2回観光おもてなし会議を開催し、新たな観光ガイドブックの作成に着手をしたところでございます。本町だけではなく、広域的な連携による視点から、観光振興を進めてまいりたいと考えます。

最後に、16ページ目、東庄病院関係でございますが、11月22日、入院、外来患者の安全確保のための避難、誘導訓練及び消火訓練を実施しております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

教育長、小澤茂君。

教育長（小澤 茂君）

それでは、教育委員会行政報告を申し上げます。17ページをお開きください。主なものを申し上げます。

1、教育委員会関係ですが、(5)第2回臨時教育委員会を10月1日に開催し、新教育委員長に向後元道氏、委員長職員代理者に林英伸氏が選出されました。

2、学校教育関係の(1)来年度小学校入学予定者、102名の健康診断を10月22日に行いました。

(2)諸会議ですが、教育行政諸課題検討委員会が3回行われ、11月27日の第8回の会議終了後、鈴木委員長より、5小学校を1校に統合することが望ましいという答申をいただきました。

(3)の契約関係は、各学校の工事関係が記載されておりますが、笹川小学校の東側と北側に歩道を設ける工事の関係で、18ページのところに、受水槽更新工事、変電設備更新工事が加わっております。

3、生涯学習関係の諸行事の中、10月13日の第51回町民運動会の掲載が漏

れておりまして、申しわけございません。

11月24日のコジュリンマラソン大会は、本年度より桁沼田んぼにコースを変更いたしまして、実施しました。課題がありましたが、来年度もこのコースで実施する予定でございます。また、諸行事にご支援、ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

19ページの5の公民館・体育施設等契約関係で、町民体育館のバスケットボールコートライン修正工事は、ルールの変更により引き直したものでございます。

あとは記載のとおりです。

以上で教育委員会行政報告といたします。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。山崎ひろみでございます。本日は一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初の質問事項であります教育行政に関することからお聞きいたします。

東庄町教育行政諸課題検討委員会の主催で、小学校の統廃合について意見を聞く会が8月に開催されました。各小学校区の5会場で実施され、私も全部の会場に行かせていただきました。

また、10月20日には、小学校統廃合について検討委員会報告会も開催され、町民の皆様にも参加を呼びかけられました。しかしながら、どの会場も私も議員と教育委員さん、検討委員会の皆さんが参加者の大多数を占めていたと私は認識いたしましたが、事務局としてはどのように感じられましたか。

その後、10月25日には第7回検討委員会が、11月27日には第8回検討委員会が開催されたと思われませんが、最終的な報告があればお聞かせください。そして、今後の行程はどのようになるのかお聞かせください。

各会場でも何人もの方から意見が出されましたが、今現在、小学校に子供さんが在籍している、またはこれから入学させる保護者に対して、説明や意見を聞く場を

設けてほしいと要望があったと思いますが、その件に関してはどのようにお考えですか。

単に子供の数が減ったから統廃合するというのではなく、もっとよいイメージで統合してほしいとの意見も出されました。私も子供たちの教育環境の整備、充実という面が大変重要だと考えます。校舎や運動施設、教育関係の機材等、ハード面はもちろんです。多くの同学年の中で、勉強も運動も切磋琢磨し合い、さらに多くの仲間とともに考え、協力し合い、何かをなし遂げていく。また、社会性を身につける大事な人間形成の場が学校の持つ役割だと考えます。たとえもし学習面で、出来、不出来があったとしても、後で本気で頑張れば追いつくことができると思います。人間形成の大事な時期に、多くの級友の中で、自分が心を許せる友人をつくることの方が大事だと私は考えます。

中一ギャップというのは皆さんご存じかと思いますが、小学校から中学校へ進学する際の環境変化に対応できず、不登校や問題行動を起こす状況のことです。私がこれまで相談を受けたり、いろいろな方からお聞きした中にも、小規模だった小学校から中学校に上がり、小学校では明るく元気だった子供さんが、教育内容の変化だけでなく、多くの同級生の中で対応ができなくなり、さまざまな要因もあったかと思いますが、不登校になってしまったケースもありました。

平成23年9月に教育行政諸課題検討委員会が設置され、丸2年間に過ぎましたが、最終的な教育委員会への答申内容をお示しください。

さらに、教育委員会としての統合に向けてのこれからの行程をお聞きしたいと存じます。

次に、認定こども園制度について、町の考え方をお聞きします。

現在、東庄町では、町立の1年みの幼稚園と私立の保育園が3園あります。そのほかに町外の保育園や幼稚園に子供を預けている家庭もあります。幼稚園と保育園では所管が違い、入園の条件が異なります。過去にも要望があり、幼稚園の2年制の検討がされたことがあったと聞いております。私も町民の要望を受け、教育委員会や町長にかけ合ったこともあります。しかしながら、現状のままで改革は難しく、実現はできていません。国もさまざまなニーズに対応するため、認定こども園の制度をつくり、推進しております。その概要と我が町では導入する考えはあるのかお聞かせください。

町内の幼稚園は1年保育しかないため、旭市の幼稚園に通わせているご家庭があります。就学前、3年間ぐらいは集団の中で子供に社会性を学ばせたいとは誰もが思うところです。

町内の幼稚園や保育園に入れている子供に対しては、保育料の減免措置があると思いますが、やむを得ず町外の幼稚園に通わせている方には何の補助もないということです。

先日、担当課でお聞きしましたが、我が町では幼稚園就園奨励費助成事業を実施していないとのことですが、改めて理由をお聞かせください。

町は少子化対策に力を入れていかなければいけないはずだと思いますが、子育て中の親御さんからの切なる要望をどのようにお考えですか。

小学校の統合を含め、子供たちの教育全体を広く考えていくべきだと思いますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

次に、2番目の質問事項の平成26年度予算編成について伺います。

全国町村会副会長として全国を飛び回り、お忙しい日々を送っていらっしゃる岩田町長にぜひ答弁をお願いいたします。

私は議員にさせていただき、10年がたちました。常に初心を忘れないこと、町民の皆様の声を町政にどの思いでいつも一般質問をさせていただいております。それ以上に岩田町長におかれましては、常に町民のためにとの一面で毎日働いてくださっていると確信しております。

国は、社会保障制度改革の検討や、それに伴う消費税の引き上げに関する議論を進めています。高度経済成長期に確立した1970年代モデルから、21世紀、2025年、日本モデルへ変革しようとしています。2025年とは、団塊の世代が全て後期高齢者になる時期です。我が町も人口減少、少子高齢化は避けて通れません。限られた財源の中で、何を優先して町民に安心、安全を保障し、その上で町民が元気に頑張れるような施策を展開していくのか問われると思います。

先日、私は平成26年度予算編成に関する要望書を町長宛てに提出させていただきました。できる限り努力したいとお言葉を頂戴しましたが、改めて我が町の財政状況の現状と活力ある町づくりのための来年度予算編成方針についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。2回目からは自席にて行わせて

いただきます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、最初の教育行政に関するご質問の要旨の1点目、小学校の統廃合、子供たちの教育環境の整備充実について、5点についてお答えを申し上げます。

1点目、「意見を聞く会」等の参加者についてでございます。8月に開催されました「意見を聞く会」では、特に保護者のご出席が少なかったことから、10月20日に開催されました「検討委員会報告会」においては、保護者のご意見をお聞きするというところに力点を置いて、日時も日曜日の午前10時に設定し、開催したところでございます。

また、開催の周知につきましても、開催案内の全戸配布を行い、同じものを各保育園、幼稚園、小学校を通じて保護者に配布させていただいたほか、PTA役員などには個別の周知を行っておりますし、さらに小学校の保護者の皆様には、学校からのメール配信、そして開催日前日と当日に防災行政無線でお知らせをするなど、さまざまな手段を講じてまいりました。それにもかかわらず、当日、ご出席者はさほど多くなかったわけでございますが、それについては残念ながらというところでございます。

しかしながら、ご出席いただいた皆様には、小学校の現状と統廃合の必要性について、ご理解をいただけたのではなかろうかと考えております。

2点目、第7回と第8回の東庄町教育行政諸課題検討委員会の件でございます。

第7回は10月25日に開催され、「検討委員会報告会」での意見を吟味いただいた後、答申案についてご検討をいただきました。第8回は11月27日に開催されまして答申のご決定をいただきました。会議終了後に教育行政諸課題検討委員会の鈴木委員長から、町教育委員会、小澤教育長に答申書が手渡されたところでございます。

3点目、東庄町教育行政諸課題検討委員会からの答申の内容でございます。これについては、概要を申し上げます。

一つ目の諮問「学校給食センターのあり方について」に対しましては、学校給食センターを他の適地に新たに建設するものとし、建設する場所、時期等については、

今後「東庄町学校給食センター運営委員会」において検討するものとする、との答申をいただきました。

なお、計画にあたっては、小学校の統廃合の動向を十分踏まえてとの付帯意見がございます。

二つ目の諮問「少子化に伴う学校教育のあり方」に関しましては、町立小学校5校を1校に、できるだけ早い時期に統合する方向が望ましい、といった答申をいただきました。

なお、廃校となる学校の適切な使途、児童の通学手段としてスクールバスの導入、小中一貫教育などの可能性についての考慮といった付帯意見がございます。

答申の詳細につきましては、議員の皆様には後日、参考資料を配付させていただき、ご報告申し上げる予定にしております。

次に4点目、町教育委員会の今後の工程でございます。新学校給食センターの建設につきましては、今後「学校給食センター運営委員会」に建設場所や時期を諮問し、答申いただくこととなります。

また、小学校の統廃合に関しましては、町教育委員会で協議をしまして、仮称でございますが、「東庄町立小学校再編計画」を策定していくことになろうと考えます。

なお、今後の進みぐあいにつきましては、広報などで随時町民の皆様にお知らせする予定でございます。

5点目、小学校統廃合について、今後、保護者の皆様に説明やご意見を聞く場を設定ということに関しましては、町教育委員会が必要に応じて開催することになるものと考えます。

その際、議員ご指摘のPTAの機会にといったことにつきましては、検討させていただきます。

ご質問要旨1点目につきましては、以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問要旨2点目の認定こども園制度について、町の考え方についてお答えいたします。

初めに制度の内容についてですが、この制度は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設に対して県が認定するものです。認定こども園には、地域の実情に応じて「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」という四つのタイプがあります。平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく、子ども・子育て支援新制度の中で、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が求められており、国は幼児教育と保育を一体的に提供する「幼保連携型」を推進しています。

次に、町としての導入の考えですが、平成26年度に「東庄町子ども・子育て支援事業計画」を策定するために、「東庄町子ども・子育て会議設置条例」を制定し、その会議の中で「認定こども園」についても検討していきたいと考えています。この会議の構成メンバーは、子育て中の保護者の方や関係団体の代表のほかに、幼稚園・保育園関係者も含まれていますので、幼保連携に向けた話し合いが持たれることと思いますので、会議の意向を尊重しながら計画を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問要旨2の認定こども園制度のうち、幼稚園の就園奨励費助成事業の件について申し上げます。

この事業は、市町村が幼児教育の振興と保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的とし、幼児が通う私立の幼稚園に助成を行うものでございます。経費の一部につきましては、国から市町村へ補助金がございます。東庄町には、私立の幼稚園がないことなどから、これまでこの事業を実施しておりませんでした。しかしながら、議員ご指摘のとおり、保育園にも入れず、町立の幼稚園の年長保育にも該当しないため、やむを得ず町外の私立の幼稚園を利用されておられるというご家庭の実態がございます。そのようなことから、町教育委員会としましては、平成26年度より、この事業が開始できるよう、現在、準備作業を進めているところでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

教育長、小澤茂君。

教育長（小澤 茂君）

それでは、私から小学校の統合について、子供たちの教育全体をどのように進めていくかという質問にお答えいたします。

11月27日に教育行政諸課題検討委員会より「町内5小学校を一つに統合することが望ましい」という答申をいただきました。この答申を十分に尊重し、小学校の再編計画を策定してまいりたいと考えております。

今までも幼小の連携や小中の連携を密にとりながら、町内、幼小中の教育活動が実践されてきております。

小学校の再編を進めていく中で、小中一貫教育や認定こども園についても検討を加え、東庄町の子供たちが、将来、地域社会を背負いグローバル社会に対応し、未来を切り拓いていけるような、そういうたくましい人間を育成していく教育体制を整えてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、質問事項2、平成26年度予算編成について、まず私の方から財政状況等についてお答えさせていただきたいと思っております。

当町の財政状況につきましては、平成24年度一般会計決算状況により、歳入総額53億4,530万8,000円、歳出総額47億3,160万6,000円。歳入歳出差引6億1,370万2,000円となっております。

ちばぎん総研が11月15日に実施しました「県内54市町村の財政状況と今後の方向性について」調査研究報告で、財政状況の分析・評価がされております。

平成19年度決算と平成24年度決算比較において、当町は歳入歳出差し引きの増減率395%で、県内第1位となっております。そのほか、財政調整基金の残高、平成19年度と平成24年度を比較して、5億9,479万2,000円、117%の増、地方債の残高、5億9,094万6,000円、12.1%の減となっております。

「県内54市町村の財政状況と今後の方向性について」では、今後、平成35年までの歳入歳出を推計し、財政収支が赤字となる市町村が54団体中10団体と推計されております。個別の団体名は公表されておりませんが、ブロック別の推計状況から勘案すると、当町は赤字団体とならないと思われず。

ただし、人口の減少、町税収入率の低下、地方交付税制度の転換等の要因により、収支決算は減少していくと見込まれます。今後もこれまで以上に徹底した財政健全化への取り組みが必要であると思っております。

経常収支比率に関しましては、今は県内でトップクラスの状況でございますが、この水準をこれからも維持できるよう努力していかねばと考えているところであります。

また、来年度予算編成についてのご質問ですが、現在、編成作業中でございますので、総論的内容でのお答えとなってしまいますが、ご了解をいただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、今後の財政状況はますます厳しくなるものと考えております。歳出規模に合わせた歳入予算による編成では、借入金が増となり、将来負担が増加し、長期的には行き詰まってまいります。実施事業の取捨選択、優先順位の見極めにより、新年度予算の編成にあたりたいと考えています。

以上で私の方からの答弁を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

来年度予算編成につきましては、私の方から、先ほどご質問がありましたが、1月1日に各課に通知をいたしました。現在、編成作業中でございます。このような中ではありますけれども、予算編成の方針、大枠としての考え方を述べさせていただきます、このように思います。

先ほど総務課長の答弁にもございましたが、今後の地方財政はより一層、厳しい運営になると見込んでおります。しかしながら、本町では以前から経費削減に努めてまいりました。課の統廃合、それに議員定数の削減、職員数の削減などに早期から取り組んできたわけでありましたが、結果が現在の健全財政につながっていると思われず。

厳しい財政運営の中でも、住民のために必要な施策は行わなければなりません。災害に強く、暮らしやすい町づくりとしての道路関係経費、少子化、高齢化の中の医療・福祉経費、これらについては、単年度予算としてではなく、町行政の中で優先すべき事業と考えております。

先ほども質問がございましたけれども、高齢者がふえてどのような考えをお持ちかということでもありますけれども、ともかく今後、少子高齢化の時代の中で、高齢者がいよいよ健康で、そして意欲的に仕事や、また趣味等、元気にまた生活ができるような施策ということは、これはやはり町側もそうでもありますけれども、その該当者の皆さん方が、いかにして自分の健康を守るかということも大事なことであります。そのお手伝いをするということでは、非常に町の高齢者の負担化は、県内でも医療費の関係も含めて、非常に良好であります。それを維持させることももちろん大事でありますけれども、今後ますます、団塊の世代の方々が高齢化するわけですから、その人たちの、今、問題は、いかに社会奉仕といいますが、自分たちの置かれている位置が町のために、また人のために、幾らかでもお役に立ちたいというような考え方を皆さんお持ちであります。それをどういうふうに町が捉えて皆さん方を誘導できるか、また一つの力をつけるエネルギーにしてあげることができるかということも大きな一つの課題になってくるのではないのかなと、このようにも考えているところであります。

いずれにしても、今後も一層の経費削減に努めながら、そしてまた住民サービスの向上ということで最大限の効果が得られるよう、努めてまいり所存であります。

町としても、今、大変苦しい状況が今後続くであろうという説明もありましたけれども、いかにそういうような状況であっても、町としてのやはり健全財政と、そしてまた住民の福祉のためには最大限、有効活用する決め手をつかんでいかなければならないというような思いがありますので、皆様方の、議員各位のまたご支援をいただきながら、方向性をきちんと定めてまいりたい、このように考えているところであります。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

最初に教育課の方ですが、教育課長の答弁、この間、私が伺ったときとちょっと

変わっていたので、ちょっと今びっくりしております。

先に認定こども園というか、幼稚園の方で、今現在町内に預けている子供さんは何の補助もなくやっているということはこの間伺ったときには大変厳しいお答えがあったので、ちょっとがっかりしていましたが、平成26年度から実施するということですので、保護者の方にとっては朗報かと思います。

今現在の現状では、本当に幼稚園にも保育園にも入れられないという3歳児、4歳児の子供さんがいる家庭があります。せっかく東庄町にお嫁に来られて、ここに住んでいただいて、ここで頑張ろうという方に、最初の子育ての時点からがっかりされるようなことがあって、私もすごく残念ですし、何とかしてあげたいと思っていましたので、来年度からそういう形になるのであれば、これからここに落ちつく方もいらっしゃると思います。

ちょうど町で今、幼稚園の園児を募集しておりますけれども、入園料が6,000円、保育料が月4,400円、給食費4,095円、入園料を除けば毎月8,500円で幼稚園に入れられているわけです。今、旭に入れている方は、その何倍もの保育料を支払って、入れていらっしゃいます。その子供さんが、最後までそちらに行ったら、小学校はこちらに当然多分通われると思いますけれども、本当に、悪く考えると、そのまま向こうに行かれちゃうというケースも、過去にそういうケースも聞いたことがありました。旭とか、そういうところがいろいろな面で進歩していて、そちらにそのまま住まいまで移されて、学校も向こうに行ったという子供さんもいますので、そういうことがないように、やっぱり整えていくべきだと思います。

多古町は、来年4月から認定こども園を実施するというので、この間の新聞記事にも送迎バス購入費が可決されたというのも出ておりました。市レベルでは、全部この辺では、さっきの幼稚園の就園奨励費補助金制度を実施しておりました、調べたところ。町レベルの幼稚園でも、九十九里では町立の幼稚園が二つあって、3年保育を実施していましたが、多古町でも、現在も幼稚園、町立二つありますけれども、2年保育を実施しておりました。それを改めて比べて、やっぱりうちの町はちょっとまだ追いつかないでいたんだなというのを改めて実感しました。

先日の臨時会で、子ども・子育て会議の設置条例が可決されましたけれども、これから保護者の方を交えて審議していくんだと思いますけれども、今現在ではやっ

ぱり認定こども園も、私としては必要かと考えています。何かに特化した、魅力ある幼稚園、特徴ある幼稚園にすることも大事だと考えておりますので、そういう会議の中で検討されることを望んでおります。

今現在、うちの町、私立の保育園と町立の幼稚園のままでは、一つのものをつくるというのは大変難しいということも認識しておりますので、それもクリアして、一番いい形をとればなと期待しております。

行政によっては、子育て支援課として、子供たちにかかわること全般を網羅する窓口を開設しているところもあります。各課の、自分の課の担当分野のみではなくて、町全体で子育てにかかわってほしいと願っております。

あと、小学校の統廃合ですが、教育委員会への答申の詳しい説明は全協で行うということでしたので、了解いたしました。現在、保護者の方は大変不安に思っておりますし、このままどうなるんだということもすごく心配しております。

先ほどの検討委員会の意見を聞く際でも、幾らいろいろな形で呼びかけしても、現状、小さい子供さんがいたりすると、日曜日の10時であろうと、昼間であろうと、やっぱり子供さんを置いてそういうところに参加することは無理だと思います。PTAとかという、そういうところであれば、親御さんはいろいろなことを鑑みても、都合をつけて必ず出席していますので、ちゃんとしたそういう場でもっと意見を聞く会とか、説明に力を入れていただきたいと思います。

来年度の予算編成なんですけれども、本当に限られた財政の中で、みんなが、うちの町は本当に堅実にやってきたという言葉はよく聞かれますけど、全て堅実でも、将来を担う子供たちがうちの町に帰ってきてくれるのかなとすごく不安に思うところがあります。やっぱりうちの町に住んで、うちの町で子育てをしたいという、そういう施策もこれからもっともって考えていかなければ、自然減でどんどん減ってしまいます。来年には1万5,000も切ってしまうと思いますので、町長を初め、執行部の皆さんと、また私たち議員もそうですけれども、町が元気になる施策をしていきたいと思いますので、やはり来年度予算に反映されることを期待しております。

きょうは2回、この質問で終わらせていただきたいと思いますがけれども、今、ちょうど、本当に来年は介護保険制度も検討する時期になっておりますし、いろいろな面で変わるときだと思っておりますので、町執行部と一丸となって、この町づくりを考

えていかなければなと思いました。

ちょっと最後、まとまりませんが、新しい施策、やらなければならない施策を、本当に町長を初め、担当課の皆さんでしっかり決めていただけて、私たちも、これからそれを審議したり、応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

答弁はよろしいですか。

13番（山崎ひろみ君）

ないと思っておりますので、結構です。あったらいただけますか。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、1番、林俊之君。

1番（林 俊之君）

1番、林俊之です。少子化対策について、質問をいたします。

現在、東庄町だけでなく、全国で少子高齢化対策が問題になっております。今回はその中の少子化対策、特に若者の結婚から出産、そして、子育てを中心に質問をいたします。

東庄町にとっても、人口減少が続いており、大きな問題になっております。児童数の減少により、小学校統廃合が目の前に迫っているのもその一つであります。町を初め、商工会、観光協会などの各団体や、また、民間の方々が人口減少を何とか食い止めようと、いろいろな活動を行い、努力をしていることは皆さんもご承知のとおりであります。

残念ながら思うように結果が得られないのが実情で、これは東庄町だけでなく、全国の自治体が同じように結果を得られずに苦労しているところであります。何かいい特効薬はないのか、またはどこかの自治体でうまくいっているような施策はないのか、それが我が町でも実施できないだろうかと考え、努力しております。

私も一議員として、またそのほかの役職の立場から、いろいろな活動を続けておりますが、残念ながら、満足を得られるような結果が出せずに、歯がゆい思いをしております。しかし、これからもいろいろな活動を続けていきたいと思っております。

す。

そこでお尋ねをいたします。まず、1年間に町に婚姻届を提出された件数を数年間さかのぼってお答えください。

同じく、年間のお子さんの出生数、また3カ所の保育所の合計入園児数をお答えください。

そして、以上の結果を踏まえて、少子化対策として、現在の町の取り組み状況をお聞きいたします。

次に、具体的な対策についてお尋ねいたします。

私が一番望むことは、先ほど山崎議員からもありましたが、多くの方々が東庄町に住み続けたい、また他の市町の方が住んでみたいと思えるような町づくりをしたい、これは誰もが思うことだと思います。

実際に東庄町で結婚して、新しい生活が始まった夫婦がいたとして、仮の話になりますが、話させていただきます。

結婚生活が東庄町で始まった二人には、月日が過ぎて、子供が授かり、若い奥さんは母子健康手帳を持って通院生活が始まります。その後、出産。出産後、お子さんの予防接種などが始まります。そして、お子さんが保育園に入園、その前後には、第二子、第三子が誕生しているかもしれません。その後、お子さんは幼稚園、小学校、中学校と進んでいくわけですが、そのときには、小学校の統廃合と、先行している給食センター建てかえ問題も町にはあります。

小学校、中学校では、給食を共同生活の中で経験していきます。お子さんが成長していく中で、町の支援や助成がいろいろな形で行われているはずであります。そこでお尋ねいたします。町は若者たちの結婚から始まって、お子さんが中学校に進むまでにいろいろな支援や助成を行っているはずであります。その行っている支援や助成をお答えください。

また、その中で、東庄町が近隣自治体と比較して特別優遇していることがありましたら、お答えください。

最後に、これらの状況を踏まえ、今後の町の考え方をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問事項の1番目、少子化対策についてお答えいたします。

最初に、質問要旨の1点目、現在の町の取り組み状況についてお答えいたします。

初めに、1年間の婚姻届け出数、出生数、保育所入園児数の状況ですが、婚姻届け出数は、平成24年度が56件、平成23年度が46件、平成22年度が74件。出生数は、平成24年度が77人、平成23年度が74人、平成22年度が77人。保育所入園児数につきましては、4月1日現在となりますが、平成25年度が260人、平成24年度が256人、平成23年度が260人となっております。

また、少子化対策として、現在の町の取り組み状況についてですが、町では、子育て支援対策として、民間保育所に委託して、子育て支援センターや放課後児童クラブを開設しています。特に放課後児童クラブの利用状況は、年々増加しております。

さらに、母子保健施策として、妊娠から出産、育児までのきめ細かな支援をしており、中学3年生までの子ども医療費の無料化や任意予防接種の費用助成なども行っております。

次に、若者たちの結婚から始まって、子どもが中学校へ進むまでの支援や助成についてですが、町の母子保健サービスについてお答えいたします。

まず、妊娠届けの際、希望された方には、助産師、保健師による訪問指導がございます。また、妊娠中に14回利用できる健康診査受診票の交付や、パパ・ママ教室を開催し、デンタルケアやお父さん向けの沐浴、調乳などの体験実習を行っております。

さらに、母子保健推進員による訪問活動も行っております。出産後は、希望により、助産師、保健師による訪問指導の実施、乳幼児全員を対象に、保健師による全戸訪問や3歳児まで健康診査や歯科健診などを行っております。さらに0歳から中学3年生までの医療費助成と各種定期予防接種を実施しています。

なお、町独自の助成として、県内でも先駆けて、0歳から中学3年生までの医療費の無料化、任意予防接種で口タ・水痘・おたふくかぜの費用助成を行っております。

続いて、質問要旨の2点目、今後の町の考え方についてでございますが、現在の町の施策としては、子育て支援では、近隣自治体と比べて劣っているとは思いません

んが、若者にとって住みよい環境づくりが必要と思われれます。先ほど山崎議員の質問にもお答えいたしましたように、「東庄町子ども・子育て会議」において意見等をいただき、町の子ども・子育て支援の充実を図っていきたいと考えています。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

1 番、林俊之君。

1 番（林 俊之君） 2 回目の質問をさせていただきます。

今、担当課長の説明を聞いておりました、私も今回質問するに当たって、いろいろ調べさせていただいたりして、課長がおっしゃった子育て支援では、近隣の自治体と比べて劣っているとは思わないという、そういう言葉がありましたけれども、確かに調べていくと、本当に劣っているというか、先ほどおっしゃったように、県内でも先駆けて行っている事業も大分ありまして、そういう面を見まして、私の勉強不足なのかもしれませんけれども、町民の方々に、この事実をもっともっと知らしめるといふか、まだまだ知らしめが足りないような気がしております。それはそれとして、質問の前に、まず近隣の状況を少し話させていただきます。

東庄町は、周りが全て市に囲まれておりました、近隣の市と財政規模、または人口等も違うわけで、それがそのまま当てはまるわけではなく、参考的に聞いていただければと思うんですが、お隣の香取市や銚子市では、やはり若者の人口の流出が問題になっております。それでは、どんな対策をとっているのかといいますと、香取市の場合は、震災の3.11の後、復興支援などを受けて、減免措置とか助成を行っているようであります。それから反対側の銚子市、こちらでも人口の減少は大変厳しいようで、現在の市長になってから、NHKでも放映されたそうですが、若手プロジェクトチームが結成され、銚子市と神栖市の格差を焦点とした問題と対策ということで活動が始まったそうであります。これは、まだ始まったばかりですので、結果はどうなるのかなと思うところだと思います。

そして、私たち東庄町ですけれども、東庄町については、私の近所の今年の出来事を一つ話させていただきます。

私の同級生が近所におりまして、子供が、男の子二人おります。長男が数年前に結婚しました。そして、今、勤め先は神栖市ですから、最初は東庄から神栖に通っていたんですが、ことしに入りましたら、どうも向こうに住んでいるということで、

聞きましたら、アパートではなく、1軒のうちを建てたというものですから、小学校になったら帰ってくるのかなと聞きますと、いや、住所も神栖に移しましたと。同級生の長男ですけれども、もう神栖に住んでおります。家庭の事情や、いろいろな事情があるというのはいろいろ聞きましたので、一概には言えませんが、現在もう神栖市の住民になってしまっております。

それで神栖市が気になりましたので、先月、11月、神栖市役所、健康福祉部こども課にお邪魔をさせていただきました。事前にアポをとりましたので、課長さんを初め、数名の方が対応してくださいまして、私、一人だったものですから、多くの方でびっくりしたんですけれども。まず、皆さんがおっしゃったのは、神栖市はほかの市から移住してきた方がたくさんいるという感覚はまずないということと、それから神栖は神栖で、3.11の震災のときに大変な被害を受けました。そのために、住民の方が大分移住をしたそうです。どこへ行ったかということ、高台へということで、神栖から鹿嶋市へ移住したそうです。多分、千葉県側にも移住したということで、東庄の名前は出ませんが、なぜか成田に移住したそうです。これは企業の関係もあるのかなと思うんですが、その辺はよく調べては、いませんけれども成田へという話がありました。

それから、逆に皆さんがおっしゃったのは、東庄の良さを向こうの課の方が皆さんおっしゃってくださいまして、逆に私は励まされて帰ってきたような感じになりました。

それからもう一つ、よろしくお願ひしますと言われたのは、現在、神栖市から東庄の保育園、橘保育園に数名のお子さんがいらっしゃるということ、それは課長にも確認したので、そのとおりだそうですけれども、神栖から東庄町に逆に来てくださっているお子さんもいらっしゃるということをお聞きしました。

そのようないろいろな状況から見て、もう東庄町としてやるべきことはある程度ははっきりしているような気がします。

東庄に住んでいる方が、例えば買い物に行こうとしたときに、東庄にもお店はありますけれども、大型ショッピング、レジャー等のショッピングセンターというのは、周りの市にあります。ですから、お子さん連れで出かけていく、これはもう仕方がないことであります。今から大型ショッピングセンター誘致といっても無理ですし、建てるのも無理ですので、もうその辺は近隣にお任せするという形だと思い

ます。

そんな中で、今、東庄町でできることは、今ある現状の中で、できる限りのサービスや支援を提供していくこと。これなら、これからも、今からもできることだと思います。

そこで、町にお考えいただきたいのは、今、小学校の統廃合、それから給食センターの建てかえがこれから動き出そうとしております。この二つに一番関係のある事業、給食費と、先ほどからお話をしている保育料、この二つに注目をいただいて、ぜひ今まで以上の支援をお考えいただきたいと思います。

私は議員になって2年目ですが、その前の先輩議員が、数年前、この一般質問のところで述べられた言葉が、非常に私は印象に残っておりまして、これは議会だよりにも載っておりまして、紹介させていただきます。

予算は効率的に使うもの。行政改革とはいえ、お金は削るばかりではなく、必要なところには必要なお金をかけるべきだと、先輩議員から、このように一般質問でも述べられています。私もそのとおりだと思います。

また、先ほど岩田町長が、山崎議員の答弁でも述べられておられましたが、12月4日、一番新しい町長のブログには、町として大切な財源をいかに生かし、使うか。きちんとした使い方をしているか。そして、やるべきときには思い切ってやることも一つの方法とブログに書かれております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、町長にお尋ねいたします。保育料と給食費について、さらなる支援や助成をすることについて、どのような考えをお持ちかお答えをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

先ほどの質問の中にもありましたように、各市町にはそれなりの特徴が一つずつ、一つずつたくさんあると思ひます。例えば、神栖市の方が東庄病院を利用されて、旭との連携の中で、本当に体のぐあいが悪いということであれば、即旭に連れていってくれたり、また、旭の病院に入院をしていたんだけど、もう退院して、これからは東庄病院へ変えなさいと先生方の指示もあって、東庄病院にお世話になっ

た方はたくさんいます。また、銚子市の東庄に近い方たちも、今、病院を利用していただいたりというような状況もあります。これも一つの町単位で物をするのではなくて、町にはある程度、広域的なものでご利用いただいたり、また利用したりするという、これも又、先ほどの連携の中で、銚子市、旭市、神栖市、香取市に囲まれた町でありますけれども、下流サミットであるとか、それから、東総広域の首長の会議があるとかということで、お互いにないもの、そしてまたあるものはどんどんお互いに共有しようというような話もあります。

税を軽減するというようなことは余りできませんけれども、例えば、料金であるとか、使用料であるとかというようなものを、それなりの采配の中で、可能なものもたくさんあります。例えば、千葉県の中では、保育料の免除とか、それから、給食費を全面いただかないとかというようなところもあります。しかしながら、この町にとって何がベターなのかということも考えなければいけないと私は思います。

そういうことを考えれば、よりそれに近づける方法とか、もうちょっとそこまで踏み込んでみようかというのも伝わった。やはり慎重に考えながら、時期を経てやっていかなければならないだろうと、このようにも考えております。

そういうことで、これも子育て支援に大きくかかわってくるということであれば、来年、健全財政を維持しながら、町政を進める上では大変大事なことだと、このようにも思っています。

そういうことで、ただいまいただいたご意見等をもとに、今後、十分、予算、そして行政運営に反映させてまいりたいと、このように考えております。

今、すぐはできませんけれども、十分精査をして、また町として、これとこれとこれはやろうということも踏まえて、今後、検討を加え、できるものからやっていきたいと、このように考えています。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

1番、林俊之君。

1番（林 俊之君）

ありがとうございます。3回目の質問で、自分からのお願いといたしますか、要望と、少子化対策の一つとして、昨日、イベントを行ってまいりましたので、その報告をさせていただいて、終了としたいと思います。

まず、1回目の答弁のとき、担当課長から、先ほども申し上げましたが、いろいろな支援やサービスを行っているわけです、この町は。それをぜひ町民の方々に今まで以上に知らせる工夫をぜひしていただきたいと私は思います。

私もそういう用語になってきてしまったんですが、専門用語とか行政用語をできるだけわかりやすく、丁寧な言葉で町民の方々にぜひ報告をしてあげていただきたいと思います。

私、議員になったときに、町の広報、それまではぺらぺらとしか見なかったんですが、じっくり読むようになって、予算と決算のときに、スペースがあったところだと思んですが、行政用語を非常に細かく、わかりやすく説明して下さった部分がありました。それは毎回ではないんですけども、スペースにもよるんでしょうけれども、あれは前回やったので、もういいのではなくて、毎回、そういうふうな説明文というのは、私にとってもいい勉強になりましたので、ぜひスペースがありましたら、わかりやすい丁寧な説明をこれからも続けて、広く町民の方々に知らしめていただきたいと思います。

それからもう一つ、先週の日曜日、12月8日に婚活のイベントを行ってまいりました。町から支援をいただいて、実は朝早くから、例えば最後の夜は10時過ぎまで役場をあけていただき、本当にありがとうございました。各周りの市では、そのようなイベントはとてもできないというイベントを今回支援いただいたおかげで、東庄町で開催することができました。大変、課長がいますけれども、いい、盛り上がった婚活イベントだったと思っております。

今後も町のために、町づくり、観光環境づくりを一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、今後もよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で林俊之君の一般質問を終わります。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

では、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、小学校の位置についてです。教育諸課題検討委員会においては、1校に統合するという答申が出されました。1校という方向性は大変よかったと思

ますが、小学校の位置についての答申を求めなかった教育委員会においては、何か考えがあるのではないかと思います。1校に統合することよりも、学校の位置に関するの方が大変難しいのかもしれませんが。その辺の事情をご説明願います。

また、先般行われた、意見を聞く会では、中央に1校という意見が大多数であったように思います。答申には入っておりませんが、中央に1校という意見は尊重されるのでしょうか。教育委員会の考えをお伺いいたします。

それから、質問要旨2番、魅力的な学校づくりについてお尋ねします。今回の小学校の統合においては、魅力的な学校づくりが一番大事なことだと思います。校舎や施設、設備等のハードの面も大事なことです。どのような教育をするのか、ソフトの面はより重要なことだと存じます。地域が人を育み、人がふるさとをつくると言われるように、子供たちの教育は非常に大事なことです。今、いろいろなところでグローバル化が進んでいます。グローバル化イコール英語ではなく、国籍、性別、そして宗教観や文化的な価値観の違いも含めて、いろいろな意味での多様性であり、目の前の出来事を捉えながら、柔軟な感受性と価値観で生きていける人が求められているのではないのでしょうか。

魅力的な学校って何でしょうか。偏差値が高い学校や、施設設備の整った学校も魅力の一つではありますが、それだけでは不十分です。魅力的な学校づくりについて、教育委員会はどのように考えているのでしょうか。お尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。次からは自席にて行います。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問要旨の1点目、小学校の位置についてでございます。小学校の位置の決定につきましては、この小学校統廃合問題のまさに核心でございます。それを協議、決定していくのは、やはり町教育委員会に課せられた重要な役割と責任であるということから、あえて教育行政諸課題検討委員会に位置決定までの答申を求めなかったものでございます。

検討委員会には、小学校統廃合の根幹となる統廃合をするかどうか、またするならばどのような形で、おおよそいつごろの時期が望ましいのか、そういった大枠を中心に協議をいただき、答申をいただいたところでございます。

次に、意見を聞く会では、議員がおっしゃるとおり「町中央に」あるいは「東庄中学校あたりに」といったご意見が多く聞かれました。それは尊重されるかというお尋ねでございますが、8回にわたる諸課題検討委員会と小学校の統廃合について「意見を聞く会」そして「検討委員会報告会」には、各教育委員も傍聴しております。出席者から出されたいろいろなご意見、ご要望、ご提言、さらにその場の雰囲気などは、委員は承知をしております。これから教育委員会で統合の位置、具体的な時期、内容など、議論を進めていく中で、諸課題検討委員会の答申を最大限尊重するとともに、これまでいただいたさまざまなご意見などを十分参考にさせていただくことは、これはもちろんであろうと考えます。

次に、ご質問要旨の2点目、魅力的な学校づくりについてでございます。

魅力的なという表現の捉え方は、議員おっしゃるとおり、さまざまあるかと思えます。表現の仕方こそ違いますが、同じような意味合いで、現在、東庄町の各小学校・中学校では、「特色のある」学校づくりを進めていただいているところでございます。

毎年度、各学校では、「学校経営計画」や「学校要覧」を作成するわけですが、その中に「学校教育の目標」、「経営や教育の方針」などが記載されます。特色のある学校づくりの一環として、例えば、東庄中学校の生徒指導の目標で例えて申し上げるならば、「情操豊かで、創造力があり、未来を切り拓く力のある生徒の育成」という標語にあらわされております。

今後、小学校の統廃合が成った場合、またそこにたどり着くまでの過程において、統合校には校舎・施設・設備などの一層の充実が求められるものと考えられます。

しかしながら、特色のある学校づくり、議員のお言葉に置き換えるならば、魅力的な学校づくりは、施設整備だけで成り立つものではございません。何よりも重要なのは、学校経営者である校長の指導方針、言い換えれば、魅力的な学校づくりの方針のもとに、教職員が一丸となって、その実現に邁進いただき、子供たちの知・徳・体の一層の向上など、ご父兄や地域社会の負託・期待に応えること。さらにPTA、学校振興会など地域の皆様、町教育委員会が、この学校運営を強く後押しする態勢、そういった全体の仕組みにより醸し出し、つくり上げていくものではなからうかと考える次第でございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

小学校の統合問題は、1校に統合するという方向で、今まさにスタートラインに立ったところです。校舎や施設設備等は、予算次第で幾らでも立派なものをつくることができますが、大事なことは中身の問題です。近隣の市町村からも注目されるような魅力的な学校づくりを進めていってほしいと思います。教育委員会はどのように取り組んでいくのでしょうか。決意のほどをお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

魅力的な学校づくりに向けた町教育委員会の決意というお尋ねでございます。

まず、各学校は、先ほど申し上げましたように、今現在も、またこれからもそのように取り組んでおりますし、今後もその姿勢は不変であると考えております。町教育委員会としましては、さらなる学校教育の向上にたゆまず努力してまいりたい決意でございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

ありがとうございました。教育委員さん、1校に統合ということですので、頑張ってもらいたいです。よろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

次に、2番、大網正敏君。

2番（大網正敏君）

2番、大網でございます。今回は、高齢者に対する安心、安全について、お伺いいたします。

最初に、防災、防犯の対策についてお伺いいたします。

災害は、我々の身の上に、いつ起こるかわかりません。特に3・11の災害や、伊豆大島も土石流の映像が目に焼きついております。

ましてや、高齢者に対しては、わずかな被災においても重大な影響が現れます。日ごろから災害に備えて、準備をしておき、災害が起きたとき、素早く安全に避難し、被害を最小限にするため、また、無事に避難した後も、不自由な避難生活の中で、健康状態を悪化させることがないように、災害後に起こる健康問題への対策の方法を考えなければならないと思います。

また、防犯について、高齢者を狙った犯罪として、振り込め詐欺や悪徳リフォームや年金詐欺、催眠商法など、いろいろあります。原因は、田舎でも少子高齢化社会になり、地域コミュニティの低下を招き、隣人の顔が見えないというコミュニティの希薄な地域社会ができており、それが犯罪者にとって狙いやすい環境になっていると思います。

特に詐欺被害の根底には孤独があり、被害にあったお年寄りは、「親切に話を聞いてくれた」、「親切に相談に乗ってくれた」と犯人に対して話しております。日ごろより社会から隔離された孤独であるところに犯罪者がつけ込んでくると思います。

そこでお聞きいたします。町では、高齢者に対し、防災・防犯の備えと対策をどのようにお考えなのか、お聞かせください。

次に、高齢者の交通事故防止の対策についてお伺いいたします。交通安全意識の浸透や自動車の安全性能の向上などにより、交通事故による死者数は年々減少傾向にある一方で、65歳以上の高齢者が占める割合が年々高くなっております。

さらに、近年では、事故の被害者だけではなく、加害者になるケースも増えております。その背景には、高齢者人口の増加だけではなく、高齢者特有の事情も影響していると思います。

高齢者社会が今後ますます進展する中、高齢者の交通事故対策には、高齢者本人だけではなく、周辺にいる人々の理解も重要だと思っております。

そこで、高齢者に多く見られる交通事故を町ではどのような対策を考えているのか、お聞かせください。

続きまして、高齢者の防犯ボランティアについてお伺いいたします。

高齢者による「自分たちの町は自分たちで守る」という意識のもとに、各地で防犯パトロールや子どもを見守る活動など、さまざまな防犯ボランティア活動が行われております。また、参加することで、防犯だけではなく、ご近所とのお付き合いも多くなり、高齢者にありがちな孤独を解消できると考えております。

また、内閣府のホームページによれば、就労と並んで、高齢者の活躍が期待される、地域活動やボランティア活動の参加状況を見てみると、60歳以上の高齢者のうち、過去1年間に何らかの活動に参加した人の割合は47%になっております。また、活動の内容を見ると、交通安全など、地域の安全を守る活動が第3番目に多くなっております。

なお、活動に参加する条件を見てみますと、時間や期間に余り縛られないこと、身近なところで活動できることが多く見られます。これは個々の負担がかからない活動を望んでいるということがわかります。

そこで、町では高齢者に身近なボランティアとして、防犯パトロール、子ども見守り隊などを推進して、ボランティアグループを育成するべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

続きまして、買い物弱者についてお伺いいたします。

買い物弱者とは、従来の商店が閉店等に追い込まれて、地域の住民、特に高齢者が生活用品などの購入に困るという社会問題です。おおよそ二つの原因が考えられます。それは、商店の衰退と交通の不便です。

最初に、商店の衰退についてお伺いいたします。

平成23年度、東庄の姿から見ると、平成14年、小売業の店舗数は168店舗から平成19年では151店舗に激減しております。町内外に大規模店の進出、競争、後継者不足、人口減少問題などにより、小規模店の個人商店は余儀なく衰退させられることになっております。

そこでお聞きいたします。買い物弱者対策に有効なビジネスモデルとして、事業者が地域の実情に応じた買い物弱者支援の事業を行うにあたり、設備資金として町は補助金、支援金等の援助の考えがあるかお聞かせください。

続きまして、交通の不便についてお伺いいたします。

交通の不便については、自動車の運転が不能、もしくは困難な高齢者や障害者といった交通弱者が経済的理由で自動車を持たない者が買い物に困るケースも存在し、

これまでは徒歩で来店した近くの商店が衰退したため、自動車がないと困ることが発生しました。大規模店では、基本的に自動車や自転車による来店を前提としております。徒歩による来店はほとんど考えておりません。そのため、自動車を運転できない高齢者や障害者は、一日に往復1回の不便な巡回バスやタクシー、家族の運転で店に行かなければなりません。

そこでお聞きします。巡回バス、もしくはワゴンタイプのバスで本数をふやしてもらい、外に出る時間を多くしてもらいたいと思います。もしくは、デマンド方式に換えてもらったらいかがかと思えます。

以上のことを質問いたしまして、1回目の質問を終わりにします。次回から自席で質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、質問事項1点目、高齢者に対するの安心・安全について、質問要旨1の防災、防犯の対策についてお答えさせていただきたいと思えます。

災害時には、まず自分の命を自分で守る行動をとっていただくことが基本と考えております。高齢者を含めまして、避難に支援を必要とする方については、まず、家族や親戚、さらに隣近所、そして民生委員や消防団、区の役員さんといった地域の方々の力が必要になってくると考えております。

町としましては、要援護者支援台帳を作成しまして、災害時にその情報を、関係機関をはじめ、民生委員さんや各区の区長さんに情報提供できるよう体制を整えておりますが、万が一に備え、さらに民生委員さんや区の役員さん等との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

また、長期の避難生活を余儀なくされるような事態となった場合には、避難者の健康管理につきましては、医師や看護師の巡回など、きめ細かな対応が必要になると考えております。

振り込め詐欺などの犯罪から高齢者をどう守るかのご質問でございますけれども、町としましては、警察当局と連携しまして、町内で詐欺と思われるような電話が頻繁にかかっているという情報があった場合には、速やかに防災行政無線を通じまして、注意喚起の呼びかけを行っているところでございます。

また、チラシや広報紙を通じまして、啓発を実施するとともに、独居老人などの方には、民生委員さんの協力によりまして、注意喚起も行っておくというところがございます。

次に、交通事故防止の対策の関係でございますけれども、町でも高齢者の交通安全対策は重要な課題と考えております。高齢者に対する交通安全の啓発といたしましては、今年度は6月12日に公民館主催のことぶき大学におきまして、高齢者交通安全教室を実施しております。参加者は59名でした。

また、10月2日に町民体育館で開催されました高齢者いきいきレクリエーションでは、202名の参加がありました。その中で、交通安全に関する講話等を行っております。このほか、1年間に4回ございます交通安全週間に合わせまして、社会福祉協議会で行っております独居老人への食事サービスの際、わかりやすい啓発チラシ等を作成しまして、交通事故に気をつけてもらうよう呼びかけ等をしているところでございます。

次に、要旨3点目の防犯ボランティアについてでございますけれども、高齢者によるボランティア活動についてでございますが、自発的なボランティア組織の立ち上げは大変好ましいことと考えております。町といたしましても、協力できることは積極的に協力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

とりあえず質問事項1点目についての答弁を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、金島正好君。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、質問事項2の買い物弱者について、要旨1の商店の衰退についての質問で、買い物弱者対策としてのビジネスモデルを行う事業者に対し、町は設備資金として補助金、支援金等の補助の考えがあるかという質問についてお答えいたします。

買い物弱者については、身近な商店の衰退により、歩いて買い物ができなくなってしまったお年寄りが増えてきている現状があります。このような買い物弱者対策としまして、現地に出向くということでは、移動販売、宅配事業などが考えられます。移動販売、宅配事業などを行うための資金についての補助金等については、そ

の事業に特化した補助金はございませんが、東庄町中小企業資金融資条例に基づき、運転資金、設備資金等の融資にかかる利子補給を行う制度がありますので、この制度を活用していただきたいと思います。

また、県の補助制度で、商工会が事業主体となるソフト事業の補助金もございます。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

私の方から、交通の不便さという部分についてお答えをさせていただきます。

町では、生活の足の確保は、買い物難民だけでなく、免許のない方、高齢者など、多くの町民に、欠かせないものと考えております。そのような中、議員がおっしゃるように、バスの車両の大きさの検討などを含め、効率的な運行が必要だと考えております。

先日、巡回バスの運行を協議する「外出支援巡回バス運営協議会」が開催されました。その話し合いの中で、使用中のバスのうち2台を買い換えることが決定されたと聞いております。車両の大きさは、現在使用しているバスとほぼ同規模で、定員29人乗りを1台、ワゴンタイプの14人乗りの車両を1台とすることになっているそうであります。

現在はバス3台体制で、旭中央病院行きの増便を行うなど、徐々に利便性を図っているところですが、今後も巡回バスが利用しやすくなるように、順次、見直しを図ってまいりたいと考えております。

デマンド方式に関しましては、非常にすぐれた仕組みだと思われませんが、ひとまず、今ある巡回バスを、町内交通の基軸になる交通として確立し、併せて運行経費などを含めまして、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁の方、終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

2番、大網正敏君。

2番（大網正敏君）

安心・安全なまちづくりとして、町で検討されているということは理解しました。

我々の町は我々が守るということで、自主的にみずから身を守るということをお分たちで考え、そして行動をしなければならないのかなと思います。

それで、私からちょっと要望としまして、防災において、東庄町地域防災計画では、高齢者に対し適切に判断して行動できるように計画されております。しかし、高齢者は身体的に千差万別でありまして、人それぞれなので、計画どおりに行くとは限りませんので、ぜひ防災訓練を行ってもらいたいと思います。

また、防災ラジオでございますが、この間、決算では1,500台残っているという回答がありましたので、その防災ラジオを独居老人に無料で貸し与えたらどうかと、私は考えております。

それから、防犯について、これはより一層の対策としまして、家族との話し合い、地域間の話し合いということで、なお一層の講習会等を開いてもらいたいと思います。

ましてや、交通事故防止につきましては、高齢者だけではなく、家族や小学生、そういう人たちも集めて講習等を行ってもらいたいと思っております。

それから、防犯ボランティアにつきましても、これはまだ高齢者とはいかない、まだ定年になり立ての方々が多くいらっしゃいますので、その人たちに防犯のパトロール等をお願いしたら、町としてはよりよく動けるのかなと思っております。

それから、最後に、買い物弱者につきましても、先ほど課長さんの方から答弁がありましたように、新しいバスが買いかえるということが決まったということで、ぜひ便数をふやしてもらって、どんどん町の人が移動できるような形をとってもらいたいと思っております。

それから、買い物弱者に対しての有効なビジネスモデル、これは町の予算もあるし、大変だとは思いますが、やりたいという事業者が是非いると思います。そういう事業者に対して、芽を摘むようなことをしないで、やりたいという事業者をどんどん育てていってもらいたいと考えております。

以上、要望となりましたが、これで私の質問を終わりにいたします。どうもありがとうございます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時ちょうど

といたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11時48分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、花香孝彦君。

4番(花香孝彦君)

4番、花香孝彦です。議長のお許しをいただきましたので、質問事項、安全・安心な通学環境について、大きく1点。要旨、歩道の確保、車との安全対策、防犯灯の維持について、以上3項目を伺わせていただきます。

安全・安心にかかわる事項について、町民の方々よりアドバイスをいただく機会が多くなってまいりました。特に通学路にかかわるアドバイスが多くあり、中学生の通学環境を例に幾つか伺わせていただければと思います。

1項目めとして、歩道の確保について。総合計画4章の施策1の中に、歩道やカーブミラー、ガードレール、路面表示など、歩行者の安全を守るための環境を整備しますと明記されておりますが、国、県、警察、地権者などとの調整が必要であり、なかなか進まないのが現状であると思います。

進まない中でも、歩道の拡幅や白線の引き直し、緑色に舗装した路側帯、歩道の樹木の伐採など、少しずつ環境整備を行っていただいておりますが、危険な通学路はまだ多く存在しております。例を挙げれば切りがありませんが、通学生徒の利用頻度の高い道路から優先的に環境整備をしなければなりません。

例えば、中学校校内の道路の拡幅や、通学路では青馬の交差点近辺まで、逆に中学校を下った田んぼの途中あたりまで、多くの生徒が利用している学校近隣までは道幅を広げ、歩道を整備する必要があると考えます。すぐにできないまでも、歩道ができるまで、危険を少なくする対策を早急を実施していただきたい。

2項目めとして、車との安全対策について。

昔とは異なり、今は高齢者も自動車を運転するようになり、通学路の環境は、いつ事故が起きるかわからない危険な環境となっておりまして、歩道の拡幅も

進まない中、苦肉の策として、総合計画4章の数値目標として、高齢者交通安全教室の実施が掲げられていると思います。

特に雨天時、保護者の送迎の車は、通学中の自転車を追い越すとき、距離を十二分にあげ、徐行するぐらいの気持ちで、思いやりのある運転となるように、交通安全教室をふやしていただきたいと考えます。年2回の高齢者交通安全教室が実施されていない理由を伺わせていただきます。最低年1回は必ず実施していただきたいと考えます。

3項目めとして、防犯灯の維持について。今年は台風や異常気象が多く、防犯灯の電球切れが例年より多かったと伺っております。悪天候時でも安心して通学できるように、一日でも早く電球を交換していただきたいと思います。電球切れについて、教育課へ伺った際にも、町民からの連絡後、すぐに交換することになっており、定期的な点検や防犯灯の新設、LED化など、十二分な対応を行っていることが確認でき、何も問題ありませんでしたが、防犯灯が切れているときの不安を払拭するためにも、もう一段階上の安全・安心が図れるように、全てLEDにする、単年度ではなく、複数年計画を求めたいと考えますが、ご検討願えますか。

また、通学路と重なる自治会や区などで管理している防犯灯にLED化を促進する補助金もご検討願います。まだ全てのLED化が無理なら、電球切れの際の連絡方法を一元化し、復旧体制を周知徹底することで、町民へ協力を求めていただきたいと考えます。

防犯灯の電柱に番号が明記されていない、読み取れないこともあり、連絡がスムーズに行われるように、わかりやすい番号を明記していただきたいと考えます。

以上、3項目について伺わせていただき、2回目の質問は自席より行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、金島正好君。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、花香議員からのご質問の安全・安心な通学環境について、その中の1、歩道の確保についてお答えいたします。

現在、歩道については交通量が多い幹線道路及び通学路を中心に、少しずつではございますが、整備を進めてきております。花香議員ご指摘の桁沼耕地内の通学路

については、幅員が狭いため、路側帯の区分もないのが現状でございます。今後、歩道の整備とまではいかないまでも、車道の拡幅及び路側帯の整備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から、2点目の車との安全対策ということで、高齢者交通安全教室につきましては、先ほどの大網議員の高齢者の交通安全対策について、答弁させていただいたとおりでございますので、ご理解の方いただきたいと思っております。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問要旨の3「防犯灯の維持」の関係のご質問でございます。

現在、通学路防犯灯のLED化につきましては、防犯灯の器具本体が修理不能となったため、交換が必要といった場合には、LEDの器具に交換しているところでございます。今後、順次LEDに置き換えていく予定でございます。

議員ご提案の「複数年計画による全灯のLED化」ということですが、こちらについては多額の経費を要することなどから、引き続き関係機関との協議課題とさせていただければと存じます。

また、議員のおっしゃる防犯灯が切れている箇所での往来の不安については、町教育委員会としましては、速やかに補修により解消すべきものと考えております。

職員が夜間に防犯灯の一斉点検を行っているほか、各区長さんなどからご連絡をいただくなどしまして、電球切れや器具の破損がわかり次第、直ちに修理、交換工事を発注しまして、不安の解消に努めているところでございます。

今後も引き続き維持管理を徹底してまいりたいと考えています。よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

自治会管理の防犯灯についてでございますが、現在、新規設置につきましては、1灯当たり5,000円、修繕は3,000円、蛍光管の交換は1,000円というところで補助の方を行っております。LEDへの器具交換は、修繕扱いで3,000円の補助をしているところでございます。自治会によりましては、電気料の軽減が見込まれることから、蛍光管の交換を機にLED化を進めている自治会もあるようです。LED化は経費もかかることでございますので、補助金の見直しについて検討をしたいと思っております。

それから、電柱に番号を明記したらとのことでございますけれども、電柱には東電柱やNTT柱などの所有者により、番号がふられております。また、町では通学路の防犯灯の位置を示した地図を整備し、連絡があれば速やかに対応できるようにしておりますので、ご理解の方いただきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

的確なご答弁をいただきましたと思いますが、歩道の整備もなかなか進まない中、高齢者の交通安全教室も今までは実施できず、危険な運転をする方々もふえております。また、急な悪天候に見舞われ、タイミングが悪く防犯灯も切れてしまっている現状です。このように、幾つか重なるだけで保護者の不安が増していると感じております。それぞれ個々の対策は十二分に対応されておりますが、町民の感覚的には安全対策が不十分と感じられています。

近年は異常気象が多く、昔では経験したことのないような猛暑があり、急な突風や雷雨など、悪天候の場合、どのように対応しておりますか。猛暑時を考え、制服も考え直したり、急な雷雨対策として通学路の途中に避難場所を設けたり、例えば、大き目の電話ボックスのような、緊急連絡もとれるような施設が必要と考えます。

安心して教育、子育てのできる町として、日本一安全な町を、まずは千葉県で一番安全な町をまず目指し、宣言してみてはと考えます。率先して行政が環境整備を行い、安全な町としてPRできるくらい安全対策、施策を強化しなければなりません。

通学路とは、登下校の安全を確保するために指定された道路であり、予算的に解

決できるのなら、各小学校、中学校からの要望に対して、徹底して実施していく。通学路の環境整備取り組み状況を常に公表し、安全確保の施策に対し、町民への協力を求めても応えていただけるよう、町民に認めていただける通学路の安全対策を求めます。

もう一度確認させていただきます。早急に実施できる、ここまではできるという具体的な対策を、安心・安全な登下校環境を確立するために、挙げていただけないでしょうか。防犯情報など、警察、学校からの情報誌を町の広報に折り込み、町民が一体となって子供たちを見守る意識改革も必要と考えます。

以上、2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、2回目のご質問、2点でございます。まず1点目、下校時の急な突風や雷雨といった悪天候の場合の対応についてのご質問でございます。

現在、下校時に天気予報により天候の悪化が予想される場合、あるいは実際に局地的な天候の異常気象が認められるといったときには、各学校においては、児童・生徒を学校に留め置きまして、天候の回復を待って帰宅するよう、指導をいただいているところでございます。また、必要に応じて、保護者の皆様にお迎えをお願いするなどしているところでございます。

町教育委員会としましては、悪天候の場合は下校させないということを原則にしておりますので、議員ご提案の避難場所の設置までは計画に折り込んでございません。

次に2点目、「安心・安全な登下校環境を確立する為の対策」ということにつきましては、制服の課題等も含めまして、必要に応じて学校側とよく協議をさせていただいて、対応を図ってまいりたいと考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

千葉県で一番安全な町をまず目指し、宣言をしてみたいということでございます

けれども、安心、安全のまちづくりは、東庄町としましても目指す町の姿でございます。交通安全も重要な一つの分野と考えております。宣言をしなくても、警察署などの関係機関と連携し、さまざまな機会を捉えて、交通安全の推進に努めたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

答弁いただいた内容としましては、一部、具体的な回答をいただけたようにも感じるんですけども、ちょっと残念な回答をいただいていたのかなと思っております。

これからもいろいろとやらせていただきたいと思っておりますので、時期、タイミングを見て、それらの計画をもう一度盛り込んでもらえるように頑張っていきたいと思っておりますので、いま一度計画の中に入れてもらえるように頑張っていきたいと考えております。

安全・安心な対策が進まない原因としましては、やはり私は予算が少ないことが一つの要因と考えております。前回、そのような一般質問をさせていただいたと思うんですけども、やはり予算、ここがどうにかならなければ、子供たちの安全・安心対策は進まないのではないかなと強く感じるようになってきております。この課題につきましては、今後、先行事例等をよく見まして、考えて、研究していただきたいと思っておりますけれども、安全対策を後回しにしていることで、次世代の子供たちの将来を奪ってしまえば、経費削減、コスト削減が進んでも意味がなくなってしまいます。子供たちへの安全対策は、ぜひ予算縮小としないで、予算を2倍にふやしてほしいと考えております。

山崎議員の一般質問の答弁の中にもありましたけれども、予算的に安全対策は、取捨選択という言葉が総務課長の方からお話がありましたと思いますが、ぜひ安全対策については選択という施策の方に入れていただきたいと思っております。町民憲章にも、楽しく安全なまちづくりに努めますと明記されており、予算的に大きな対策が難しいのであれば、安全対策に協力する共同意識を高めるため、いろいろな情報を掲載できるように、町の広報の紙面をふやすか、情報を盛り込んでいただきたいと考えます。

林議員の一般質問にありましたように、知らせる工夫をとということで、町の広報にぜひ知らせる工夫も盛り込んでいただいて、安全・安心対策の実績状況を盛り込んでいただきたいと考えております。

例えば、一例を挙げさせていただきますと、最初にも一般質問の中で挙げさせていただいたんですけども、防犯灯の電球切れの連絡先について、ぜひ掲載していただきたいなと考えていまして、役場代表の電話番号、86局の1111へと防犯協力を広報にも掲載していただければ、多くの町民から協力をいただくことができ、電球切れの不安が払拭できるのではないかと、電球切れが目立たなくなるのではないかと考えております。

町長を初め、議員全員が安全・安心なまちづくりというスローガンを掲げ、当選してきたのだと思います。安全・安心の対策を十二分に行っている町として、地域の子供たちは地域で守る、この町で子育てをしたいと考えていただける町を目指すためにも、少しずつでも安全対策を強化しつつ、実績、進めている対策などを公表することによって、行政と町民の協力体制を構築し、さらなる安全・安心なまちづくりをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

次に、10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは、質問に入らせていただきます。最近、米の消費の低迷、担い手不足、自作農家の高齢化、TPP交渉での関税撤廃等、新聞紙面をにぎわしている。農業が基幹産業である本町水田農家も耕作意欲が低迷してきている。放棄水田に灌木や葎、雑草が生え、用水路は損壊して、土砂がたまり、水路の用をなしていない。将来、かなりの耕作放棄地が見込まれる。土地が荒れれば、景観を損ない、再生には莫大な資金を要すると思われる。本町の基幹産業である農業が衰退するということは、税収がだんだん減少していき、現在、人口1人当たりには交付金が来ておりますが、地域の底力を産むためには、ぜひとも私は産業を盛り上げていかなければならないと痛切に感ずるものでございます。

政府は、今後生産コストを4割減らすとしている。10年間で8割の大規模経営に集約する目標を掲げ、農地中間管理機構を立ち上げたが、農地を借り受ける代金

や管理費、人件費を最大2分の1を都道府県に求めるもので、財政難に苦しむ自治体の反発も必至であろうと予想されます。

全国的に耕作の現場では、農地流動化のために耕作地集積による営農法人委託、あるいは集落営農による大規模化、NPO法人、あるいは大企業、ヤンマーなどに耕作委託をしているところも現在ではあります。また、第3セクターを立ち上げ、定年退職者の雇用、大体、年金の他に収入があると、半分所得がカットされますので、そういうことも考え、いろいろな条件がありますが、安く定年退職者を雇用するということですね、そういった方法も見受けられております。

そこで、農政の水田対策としての質問をします。

一つ目として、現在、水田に対する国からの補助金による施策の種類と問題点、また町独自の施策があれば、種類と問題点等を伺いたいと思います。

それから二つ目には、国では農業の振興施策として、六次産業化を進めております。農家の所得を倍増させる計画、既に民間の金融機関と設立した官民ファンドが発表されました。農家の不安を解消する仕組みづくりが課題である。また農業法人にしやすい戦略特区法案を審議している最中であります。町では、農業での六次産業化の施策などをどのように実施しているか。実施していれば、その種類と成果と課題について伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で質問させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、金島正好君。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、水田に対する国、県、町の補助金施策の種類と問題点、今後の対応策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、国の補助金施策の種類でございますが、平成25年度より農業者戸別所得補償制度が名称変更され、経営所得安定対策となりました。補助金の内容としましては、米の直接支払交付金として、主食用作付に対する交付金が支払われるもの、この交付金については、平成25年度は10アール当たり1万5,000円でしたが、平成26年度は7,500円になる見込みでございます。そのほか、米価変動交付金として、当年、販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を

基に米価変動補てん交付金が支払われるもの、麦・大豆・そばの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対し、畑作物の直接支払交付金が支払われるもの、水田活用の直接支払交付金として戦略作物助成、新規需要米、米粉用、飼料用、バイオ燃料用、ホールクロップサイレーズ用稲、耕畜連携助成、産地資金が支払われるものがございます。

なお、人農地プランの関連施策で、担い手への農地集積推進事業として、出し手に対する農地集積協力金があり、受け手に対する支援として、規模拡大交付金があります。また、県の施策としては、担い手水田利活用高度化対策事業と飼料用米等生産拡大支援事業があり、それぞれ経営所得安定対策加入者に対し助成される制度があります。

続きまして、町の施策ですが、国の制度に加入し、需給調整を実施した農家に対し、新規需要米等補助金、1反当たり1万5,000円、加工用米補助金、1反当たり1万円、麦・大豆等転作補助金、1反当たり1,000円を上乗せして助成しているところでございます。

また、農地流動化推進事業として、農業経営基盤強化法に基づき、一定要件を満たした利用権を設定した農地の貸し手と借り手に対して助成しております。

問題点といたしましては、本町の水田は強湿田で、泥田といいますが、湿田が多く、麦・大豆・そばなどの戦略作物の栽培が難しく、栽培しても品質や等級が悪く、販売額も低くなってしまっている傾向がございます。本制度は、全国一律に制度設計されているため、産地の実情に合わず活用しにくいものがございます。

また、農家所得の低下、担い手の高齢化、後継者不足、荒廃農地の増加など、さまざまな理由から、農地維持には多くの問題を抱えております。そうした中、平成24年度に本町の一部地域を対象とした人農地プランを作成しましたが、今後は対象を全町に拡大し、戸別経営体の努力はもとより、自分たちの農業を将来どのようにしていくのか、地域の中心的担い手、受け手と地域住民、出し手との話し合いを進め、5年後、10年後の地域農業を見据えた計画を策定する必要があると考えております。

また、農業強化、担い手育成、農地集積を一元化で行っていくことが重要であることから、各県単位で農地中間管理機構が平成26年4月に設置される予定ですので、こういった組織も今後の農業経営強化に有効活用していきたいと考えておりま

す。

続きまして、六次産業化についてのご質問でございますが、東庄町では、ちばの六次産業化チャレンジ支援事業により、平成23年度に新宿営農組合が、かき餅の加工用として、自動餅切り機とフライヤーを導入し、また、チラシと化粧箱も作成しております。

平成24年度には、観光いちご組合がいちご狩り案内と観光客の誘致を図るため、一新したポスターとパンフレットを作成しました。この事業により、新宿営農組合では、かき餅の加工効率が上がり、販売量も増加しております。また、観光いちご組合では、新しいパンフレットを使い、いちご狩りとあわせた観光客誘致に努めまして、徐々にではございますが、観光客が増加の傾向にございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ちょっと聞き漏らしたところもありますので、重複する箇所もありますが、今後の町の水田対応策として、再度三つの質問をさせていただきます。

水田集積による集落営農について、どのような考えをお持ちでしょうか。それから、担い手育成対策、今後の啓蒙普及について、どのように進めていく考えがあたりでしょうか。事務手続きの一括代行、これは農地をまとめるということで、香取市、農業委員会なんかやっていることなんですけれども、それが可能かどうか。それから六次産業について、ちょっと質問をさせていただきます。

実は、夏目の堰に毎年、白鳥が200羽ぐらい飛来してくるんですけれども、そこ、兼田の堰に5～6羽ぐらい飛んできて、白鳥が住みやすく、生育環境がよいということで、ぜひ白鳥米を登録というか、そういうものの全国的にPRを拡大していくということ、商標登録の整備とか、ぜひそういうことについて考えがあたりでしたらお聞きしたいんですけれども。

それと、町で、東庄町も、うちの方なんかは特にいい水が出ているので、おいしいお米がたくさんとれるんですが、お米はとれるんですけど、それを何か加工するのに、米粉の製造機、こういったものの導入について、町で購入するのもいいし、

また、営農法人団体をつくって、そういうのも補助していくのもよしということで、これ等についてもお考えをお聞きしたいと思います。

それから、もちろん当然、東庄町は必要な六次産業なんですが、アイスクリームなんかも製造機があれば、千葉県でも有数のメガファーマーと言われる、乳牛を400頭ぐらい飼っているところも何件か出てまいりました。そういうことで、そういったことを開発して、アイスクリームなんかをつくる製造機械の支援とか、何か対策を考えていただければありがたいと思います。

各都道府県に設置された六次産業化サポートセンターというのがあるんですけども、その利用の推進について、当局はどのようなお考えでおられるか。これはリーダーや指導者と、補助金をつけて現地に派遣するというのですが、そういうことをぜひ町の方も予算措置しなくて、向こうの方でやってくれますので、ぜひそういうところも検討していけばありがたいと思います。ぜひその辺の検討もお願いします。

それから、最後になりますけれども、町長も全国の町村会の副会長ということで、全国を飛び歩いているので、武雄市には自治省出身の樋渡さんという市長がいるんですけども、ホームページをフェイスブックで統一しまして、タイムラインで特産品のネット販売を支援するフェイスブックか何かをつくっていますので、町でもネットを使って大変でしょうけれども、町内の有識者に協力を仰いだらいかがでしょうか。

どういうふうなお考えでいられるか、お聞きします。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、金島正好君。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、鈴木議員の2回目の質問ということで、項目が8項目ほどございます。整わない回答もあるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。

まず、水田農業の関係で、集落営農ということをごどのように考えているかというご質問でございますが、集落営農、新宿・石出が特徴的に集落営農をやっていたいておりますけれども、これについては、必要なものと認識しております。各地区で担い手が少なく、各地区一人と、いない地区もございますので、これらについては、集落営農という形をとっていただいて、集団でやっていただくのは非常にい

いことで、これからそのような形をとっていかないと、農業が生き残れないというように思っております。

続いて、担い手についてどのように思っているかということでございますけれども、担い手と言いながら、農業の平均年齢は65歳とか66歳とかというふうに言われておりまして、その下の担い手のお話かもしれませんが、それは非常に東庄町も厳しいという感じでしたけれども、私の思っている、感じているところで、比較的大きな農家の担い手は育ちつつあるというように認識しております。サラリーマンをやりながら農家をやっているところの農家の方が、担い手ではありませんけれども、そういう方については、農地を今後貸し付ける方向に行って、担い手に集積されるというように感じておりますので、その担い手も非常に大事だというように思っています。

ただ、その担い手が、例えば水田農業について、水田に関しましては、もう担い手自体がいっぱいと、自分のところはもうこれでいっぱいなんだよというようなお話も聞きます。ただ、それは次に農地集積のお話もご質問にございましたけれども、農地の集積をすれば、その問題も解決できるようなお話を聞きました。ところどころに飛んでいる農地は、機械をトラックに乗せて運ぶ時間がかかるので、それを一体化できれば、農地集積は非常に大事だということで、農地集積についてもこれは非常に大事なことからというように思います。

次に、六次産業化の白鳥米ブランドということで、例えだと思いますが、ブランド化についての考えということでございますが、ブランド化については、非常に有効な手段ということで、東庄町でもホワイトボール、SPF豚肉というようなブランドもございませぬけれども、そのような形でブランド化を目指すということがございましたら、町の方も積極的に協力していきたいというふうに思っております。

次に、米粉製造機の導入についてでございますけれども、これは需要と供給ということで、ちょっと検討させていただければと思います。米粉の製粉機は非常に高額でございまして、近隣の状況をちょっと確認して、検討するようになるかと思えます。

また、アイスクリームの製造機についても、そのようなお話がございましたので、近隣の状況、近隣ではあるかどうかわかりませぬけれども、導入したところの状況をちょっと調査したいと思っております。

六次産業化のサポートセンターということで、私、勉強不足で大変申しわけございません、県で設置されているということでございますので、調査しまして、利用できるところはぜひ利用していきたいというふうに思っております。

また武雄市の特産品のネット販売についてということでございますが、これも調査して、できればそのような形で、取り組める形がとれるようでしたら、検討させていただくというふうに考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

大変前向きな回答で、ありがたく思います。

最後の質問でございますが、耕畜連携ということで、酪農家、あるいは肥育農家、養豚家も含めて、それから耕種だけの稲作農家とタイアップしまして、稲をつくっても、それはいつか採算割れすることがあると思うのでホールクroppサイレージの生産を提案したい。山田、それから、香取では瑞穂、こういったところがやっているんですけども、乾燥調整器とコンバインを必要としない、あとは刈って、生のまま梱包して発酵させる、そしてそれを倉庫に搬入するだけで、手間と経費がかからないということで、循環型の農業を進めていきたいと思うんです。また、これは私も聞いたんですが、宮崎で入った口蹄疫、これが入ったら畜産農家は全滅。再生不可能です。耕畜連携したホールクroppサイレージを、ぜひ東庄町でも勧めていただきたいと思います。農家の生産力を高めるため東庄町の農林振興協議会の立ち上げを、推進していただきたいと思います。

それから、町長に、ぜひ水田対策に対する考えをお聞きしたいので、よろしくお願ひします。

以上で3回目の質問と要望事項を終わります。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、金島正好君。

まちづくり課長（金島正好君）

今のご質問で、私の方で答えさせていただくのは、耕畜連携ということでご回答をさせていただきます。

循環型農業ということでございますが、町の方で今やっているのは、畜産農家の畜産の排せつ物を堆肥にして、畑にまくということで、それはかなり進んでおりまして、やっております。

議員がおっしゃるホールクroppサイレージということで、稲わらを機械を使って牛等の家畜の飼料にするという事業でございますが、おっしゃたとおり、山田地区、佐原地区では結構進んでおりますけれども、東庄は、稲わらを刈って、束ねる機械が高額でございまして、なかなか貸し出しも大変だということで、今のところ、なかなか進んでいないわけでございます。そのような課題がクリアできれば、進むものというように認識しております。

私の方からは、耕畜連携につきましては、以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいまの質問でありますけれども、町も基幹産業は農業ということで進めてまいってきております。特に米に関しては、圃場の整備も含めて、前向きに取り組んできたところであります。しかしながら、米の価格の低迷なり、またＴＰＰの問題も浮上しておりますけれども、実はこのような問題も含めて、先般、農林関係の陳情を国に行ってまいりました。その中で話し合ったことを一つ申し上げます。

ブランド化であるとか、米の微妙な関係を申し上げてきましたけれども、実際に今、米を、賞味の関係とかを含めると、コシヒカリ一つにしても、改良型のものが130品もありまして、ゆめぴりかとか北海道の米なんかも広く使われているわけです。過去は福井県からスタートしたコシヒカリでありますけれども、消費者は間違えて、コシヒカリは新潟のものだと、こう思っていたらしいんですが、実際、福井県の農場から出たものであります。今、北海道の米が、きららを含めて、新しく推進しております、ゆめぴりかの件も、賞味に関してはもううまいというようなことを全国的にPRをしてしまうと。実は北海道の米はまずくないと。それで時期も早くとれるということで、ブランド化してきたと。

しかしながら、先進地であった内地の本州の米が、もう北海道の米にも及ばないというようなこの状況下になってきて、政策として、国はずっとこの米づくりを、北海道も沖縄も推進してきたわけでありまして、この政策そのものが問われると。

それでまた貿易交渉、ＴＰＰの問題を含めると、私は個人的には、今までの３０年に及ぶ米政策は、はっきり言って間違っていたと思います。ですから、その辺も含めて、今、国も米そのものの考え方を見直す時期に来ているんだということを、先般、国の役人が言っていました。私たちとも意見が合う部分があったわけで、再度、この問題については後で話をしましょうということで、先般、先々週でありましたが、帰ってきたところであります。

実は、その現状を私は、私どもの町も含めて、近隣の皆様にさせていただいたことがあります。私も土地改良区の役員をしております、圃場整備は道半ばで完了したわけでありまして、今は維持管理に入っておりますけれども、この関係も、今後、こういろいろな問題が含まれてきて、維持・徴収の面も含めると、米が受けている打撃は大変なものであります。どうかこの米問題も含めて、農業全般を見直したり、また考え方を新たにしていこうということも大事なことだと私は思っております。今後、関係者と一緒になって、取り組んでまいりたいと、このように考えています。

以上であります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、鈴木正昭君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第６、議案第３１号、東庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについてから、日程第８、議案第３３号、東庄町食肉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてまで、以上３案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第３１号、東庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについてから、議案第３３号、東庄町食肉センター設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの3案につきまして、提案理由を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図るため、税制の抜本的な改革の一環として、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、町の水道事業、病院事業、食肉センター事業における消費税等の課税対象となる各種の料金を改定するため、所要の条例改正を行うものでございます。

なお、水道事業給水条例につきましては、指定給水装置工事事業者指定手数料の改正を同時に行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長、事務長より説明をさせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、金島正好君。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、議案第31号、東庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについての議案内容をご説明いたします。

参考資料の1ページをお願いいたします。

参考資料の1ページでございますが、東庄町水道事業給水条例第24条及び同第30条の2、第2項、別表、給水申込納付金についてご説明いたします。

1ページ、左の表の料金のアンダーラインが改定案の料金でございます。専用給水装置、共用給水装置の水道料金の基本料金、10立方メートルまでについては2,268円、超過料金については、1立方メートルごとに2,268円、特別給水装置の臨時料金については、基本料金、超過料金ともに1立方メートル当たり3,240円、私設消火栓演習料については、1栓につき10分ごとに3,240円に改定するものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

給水申込納付金については、左の表の金額、アンダーラインの部分ですが、13ミリメートル、20ミリメートルが10万8,000円、25ミリメートルが16万2,000円、30ミリメートルが23万7,600円、40ミリメートルが43万2,000円に改定するものでございます。なお、加入口径のミリメートル、mmについて、表示方法が昔の表示方法でございましたので、それも改正いたします。

次に、同じく2ページの上から2行目、給水条例第30条、第4号、指定給水装置工事業業者指定手数料につきましては、近隣市町の手数料並びに手続のための事務費を勘案して、1件2,000円から1万円に改正したいというものでございます。

次に、申しわけございません、議案書3ページの一番下をごらんいただきたいと思えます。

附則でございまして、附則1として、施行期日を4月1日としています。

次に、4ページをお願いいたします。

2として経過措置、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されているものにかかる料金については、なお従前の例によると規定してございますけれども、これにつきましては、経過措置として3月分の料金を4月に徴収いたしますので、4月分の料金は従前の5%とする旨を定めたものでございます。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

病院事務長、宇ノ澤康成君。

病院事務長（宇ノ澤康成君）

それでは、議案第32号、東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、さきの提案にもございましたように、平成26年4月1日に実施される消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の3ページをごらんください。新旧対照表によりまして説明させていただきます。

第2条につきましては、使用料の額について、第3条につきましては、手数料の額についての改正でございます。

初めに、第2条、使用料についてご説明申し上げます。

まず、第1項、第2号、患者移送料について、右側の現行の1,050円、それ

と1キ口増すごとの105円、これをそれぞれ左側の1,080円と108円に改めさせていただきます。

同項第3号、往診の乗物代についての現行の315円と105円をそれぞれ324円と108円に改めます。

同項第5号、個室の使用料について、同号、ア、一般病棟の町内に住所を有する者、5,250円を5,400円に、町外に住所を有する者、6,825円を7,020円に改め、同号、イ、療養病棟の町内に住所を有する者、3,000円を3,085円に、町外に住所を有する者、3,900円を4,010円に改めます。

続いて、同条第2項、人間ドックの額について、同項第1号、日帰りコース、4万2,000円を4万3,200円に、同項第2号、一泊コース、7万3,500円を7万5,600円に改めます。

次に、第3条、手数料についてご説明申し上げます。

まず、同条第1号、診断書について。ア、一般診断書の現行、2,100円から、カの学校伝染病関係証明書、525円、これをそれぞれ左側の改正案のとおり改め、同条第2号、健康診断書について、アの一般健康診断書の現行2,100円からエの銃砲所持許可申請用等、2,100円を、それぞれ左側の改正案のとおり改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、金島正好君。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、議案第33号、東庄町食肉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての議案内容を説明いたします。

恐れ入ります。参考資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

町長の提案理由にもございましたが、消費税の改正に伴い、食肉センターの使用料を見直すものでございます。

具体的には、新旧対照表のアンダーラインをした部分でございますが、解体処理施設使用料が892円50銭から918円に、冷蔵庫使用料が94円50銭から97円20銭に、内臓ボイル室使用料が、同じく94円50銭から97円20銭にそれぞれ改定するものでございます。

以上で議案第33号のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

参考資料の2ページになります。（4）指定給水装置工事事業者指定手数料、2,000円から1万円に上がっているかと思いますが、これが上がることによって、既存の町内の指定業者さんに影響がないものなのか確認させていただきたいと思うんですけども、結構全国的に多くの事業者さんが申請されているのかと思うんですけども、現在、町内の事業者さんへは影響がないかどうかだけお聞かせください。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、金島正好君。

まちづくり課長（金島正好君）

現在、東庄町では約80事業者ほどが登録しておりまして、一度登録すると更新の手続きはございませんので、現在登録されている方については、影響はございません。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第31号、東庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定す

ることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、東庄町食肉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第34号、東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第34号、東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

火葬に関する事務につきましては、香取市に事務委託しているところでございますが、平成26年4月1日から、香取市の意向により、霊柩自動車の運行が廃止されることになりました。これに伴い、火葬に関する事務の委託に関する規約を改正する必要が生じたので、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当の課長から説明いたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、池永芳則君。

町民課長（池永芳則君）

議案第34号、東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明申し上げます。

現在、火葬事業につきましては、香取市に事務委託をし、運営費の負担をしておりますが、このたび香取市より霊柩車の運行について、平成26年4月1日より廃止したい旨、協議がありました。

廃止の理由といたしましては、現在使用の車両が既に10年を経過しており、老朽化が激しく、平成26年9月で車検が切れること。また、管内葬祭業者9社のうち8社は車両を有していること。車両を更新するとなれば、車両購入費が800万円程度と、この運用に関する人件費が計上されることとなり、廃止することにより、325万円程度の費用削減が可能となり、また県内28斎場のうち、運行しているのは8斎場であり、加えて来年度より職員1名が減員となることを勘案し、霊柩車の運行について廃止するものでございます。

それでは、別冊の参考資料によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約の一部を改正するものでございまして、第2条、第2号を削り、同条第3号中、前各号を前号に改め、同号を同条第2号とするものでございます。

よろしくお願いたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから議案第34号、東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第35号、町道路線の認定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第35号、町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要とされております。

今回、舗装整備及び道路改良事業により整備した6路線を町道とし、新規に認定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当の課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

まちづくり課長、金島正好君。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、議案第35号、町道路線の認定についての提案内容をご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。

町道1095号線から町道4157号線までの6路線を新規に認定するものでございます。

詳細につきましては、13ページの認定路線図をお願いいたします。

まず、赤線で表示した町道1095号線ですが、笹川い字根岸地先の鯉屋旅館と土善旅館の間の生活道路でありまして、延長95.18メートルを昨年度、舗装整備したことにより、この路線を新規に認定するものでございます。

次に、町道2231号線ですが、笹川ろ字割田地先の生活道路でありまして、延長180.34メートルを昨年度、道路改良したことにより、この路線を新規に認定するものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

町道1096号線と1097号線でございますが、石出小学校前の通学路及び生活道路であり、それぞれ延長86.98メートルと148.44メートルを昨年度、道路改良したことにより、この路線を新規に認定するものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

これにつきましては、町道2232号線ですが、羽計の通称北の坂と呼んでおりますが、0104号線の迂回路として、延長49.38メートルを昨年度、道路改良したことにより、この路線を新規に認定するものでございます。

最後に16ページをお願いいたします。

これにつきましては、町道4157号線でございますが、小南地先で県民の森、林道から福聚寺へ通じる道路でありまして、延長212.01メートルを昨年度、舗装整備したことにより、この路線を新規に認定するものでございます。

以上で議案第35号の内容説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第35号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これで暫時休憩といたします。再開は2時35分を予定します。

(午後 2時19分 休憩)

(午後 2時35分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、議案第36号、平成25年度東庄町一般会計補正予算(第4号)から、日程第14、議案第39号、平成25年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算第2号まで、以上、4案を一括議題とします。職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第36号から議案第39号まで、一般会計のほか、特別会計2件及び企業会計1件の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

最初に一般会計補正予算(第4号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,317万6,000円を追加

をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,653万9,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、福祉関係では外出支援巡回バス2台の買い換え、子ども・子育て支援システムの導入、さらに保育士等処遇改善事業補助金を計上いたしました。

次に、環境関係では、当初予算で計上しております住宅用太陽光発電設備補助金の追加分について補正を行います。

次に、農業関係では、さわやか畜産事業補助金や環境保全型農業交付金の補正で、対象事業を実施する農業者に交付するものでございます。

続いて、土木関係でございますが、道路橋梁維持費と新設改良費で所要経費を増額するとともに、住金団地の下水施設修繕工事費を計上しております。

次に、教育関係では、生徒の安心・安全につながる通学路防犯灯補修工事費を計上いたしました。

以上、一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

次に、議案第38号の平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,344万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、歳出では1款総務費で、平成26年度に策定する第7期東庄町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画のため、ニーズ調査を実施するための費用を増額補正するものでございます。

歳入では、8款繰越金で、先ほど申し上げました歳出補正の増額分を前年度繰越金で充てるものでございます。

続いて、議案第37号、東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億996万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,282万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、医療費の伸びに伴い、保険給付費等に不足を生じる

ため、増額補正するものでございます。

続いて、議案第38号の東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)につきまして、申し上げます。

収益的支出と資本的支出の補正でございます。まず、収益的支出で、医業費用の中の給与費が非常勤の当直医師を雇用したことにより増額し、また委託料が非常勤当直医師紹介料と経理システムの整理のため増額したことにより、病院事業費用の既決予定額に332万2,000円を追加をし、10億994万9,000円とするものでございます。

次に、資本的支出で、第1款建設改良費が、臨床検査システムの更新により増額となるため、既決予定額に1,155万円を追加をいたしまして、9,614万4,000円にするものでございます。

以上、議案第36号から議案第39号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては、担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

すみません、ちょっと訂正で、暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。

(午後 2時48分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

議長(鎌形寿一君)

会議を再開します。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

先ほど提案理由の理由の中で、議案番号を間違えてしまいまして、東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)であります。議案第38号と表明してしまいました。第39号の誤りでございました。大変申しわけございません。よろしくお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長(五十嵐秀司君)

それでは、平成25年度東庄町一般会計補正予算(第4号)の内容について説明

させていただきます。

まず、歳出予算から申し上げますので、議案書の24ページをお願いいたします。

2款総務費、1項4目財産管理費で、地域イントラネット基盤施設整備工事費300万円でございますが、町道工事に伴い、町で設置しております光ケーブルとN T T柱の移設が必要となったために、補正するものでございます。

同じく5目企画費、自治会等集会施設整備事業補助金22万4,000円は、地区集会施設の改修に対し、経費の4分の1を補助するもので、今回は石出区民館の屋根修理と栗野公民館のトイレ改修工事の補助金となっております。

次に、2項2目賦課徴収費の過誤納還付金・加算金144万円は、法人町民税において、2社、高額の還付金が発生したため、予算不足となったことによるものであります。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費の郵便料9万4,000円。3年に一度改定する障害者福祉計画にかかる事前アンケート調査の郵便料となっております。

同じく3目老人福祉費、13節委託料、24万4,000円と、18節備品購入費1,029万円は、外出支援巡回バスの買い換えにかかる経費で、計1,053万4,000円となっております。現在運行しております巡回バス3台のうち2台は平成14年に購入し、走行距離も62万キロを超えております。今回は、この2台の買い換えをいたしますが、1台はおおむね現行と同規模で、定員29人乗り、もう一台はワゴン車タイプの定員14人乗りを予定しております。

巡回バス利用者数の統計から、利用者の多いルート、少ないルートが分かれていますので、利用状況に応じた運行と配車を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、財源につきましては、全額、地域福祉基金及びふるさと応援基金から繰り入れいたします。

同じく、民生費の2項1目児童福祉総務費の子ども・子育て支援システム導入委託料354万6,000円。平成27年度より稼働する子ども・子育て新制度に対応したシステムの導入等にかかる経費となっております。

今年度中の予算計上により、今後補助金の対象となるため、今回補正するものでございます。

続いて、3目ひとり親家庭福祉費のひとり親家庭等医療費等助成金40万円、ひ

とり親家庭への医療費助成でございますが、申請が増加したことにより追加補正を行うものであります。

次に、4目児童福祉施設費の保育士等处遇改善臨時特例事業補助金151万2,000円。9月補正で2保育園分を計上いたしました保育士の賃金改善のための補助金で、今回は橋保育園分の計上と先の2園分の修正追加となります。なお、財源は全額、県補助金によるものとなっております。

次のページに移りまして、3項1目国民年金事務取扱費のシステム改修委託料4万5,000円は、免除期間等の制度改正に伴うシステム改修の経費となっております。こちらも全額補助金によるものでございます。

次に、4款衛生費、1項3目環境衛生費の補正でございますが、県補助を受けて行う住宅用太陽光発電設備設置補助金160万円、当初予算で30基を計上してありましたが、申請の増加のため、新たに10基分を追加するものであります。

次の5款農林水産業費、1項2目農業総務費の時間外勤務手当50万円、当初予算では予定していなかった事務事業について対応するため、不足額を補正するものであります。

同じく4目畜産業費、さわやか畜産事業補助金376万8,000円は、県補助金を活用した畜産経営者に対する補助で、環境への機能向上整備事業として行う堆肥発酵機の導入への補助金となっております。

次に、5目農地費、環境保全型農業対策事業交付金11万8,000円。こちらでも県補助金を活用した事業で、化学肥料の低減等の環境保全型農業に取り組んでいる農業者2名に対する交付金となっております。

続いて、6款商工費、1項1目商工総務費の時間外勤務手当22万円。観光PRイベントに参加する回数が増加したことや、コジュリンくんぬいぐるみの参加がふえたことによる時間外勤務手当の補正となっております。

同じく2目商工振興費の工業団地污水处理施設修繕工事費52万5,000円。工業団地内にあります污水处理場につきましては、町の施設で工業団地連絡協議会が管理運営を行う形態となっております。今回、施設進入路の門扉が破損し、取りかえが必要となったため補正するものでございます。

続いて、7款土木費、2項2目道路橋梁維持費、13節委託料で、路線測量委託料30万円と設計業務委託料310万円及び15節工事請負費で町道排水整備工事

費 800 万円と町道維持工事費 400 万円、これらは橋梁補修設計、台風や豪雨による道路維持工事関係の補正となっております。

同じく 3 目道路新設改良費、15 節で町道改良工事費 100 万円及び 22 節で電柱移転費 200 万円、改良工事の道路延長による増額や電柱移転による補償費の補正となっております。

次に、4 項 1 目都市計画総務費の下水施設修繕工事費 1,680 万円。龍神台と羽計台における住宅の下水処理施設、減圧タンクについて、老朽化のため建てかえるものであります。

なお、この経費につきましては、協定に基づき、全額、新日鉄住金株式会社の負担となっております。

続いて、9 款教育費、1 項 2 目事務局費の通学路防犯灯設置補修工事費 45 万円。通学路防犯灯については、毎年一斉点検を行い、蛍光灯や故障機器の交換を行っております。このうち故障機器については順次 LED 機器に交換していきませんが、当初予算に見込んだ件数より増加となり、また蛍光灯の交換も増えたことにより、不足額を補正するものであります。

次に、歳入について申し上げます。議案書の 22 ページへお戻りをいただきたいと思っております。

12 款分担金及び負担金、1 項 3 目土木費負担金の 2 節下水施設修繕負担金 1,680 万円は、下水施設修繕の新日鉄住金株式会社からの負担金でございます。

続いて、14 款国庫支出金、2 項 5 目総務費国庫補助金の 1 節総務管理費国庫補助金の地域の元気臨時交付金 520 万 9,000 円。これは平成 24 年度に日本経済再生に向けた緊急経済対策で、3 月補正で計上しました道路関係の事業費のうち、町負担額を歳出根拠として交付されるものでございます。今年度の歳入となるため、普通建設事業道路改良工事の財源としております。

同じく国庫支出金の 3 項 2 目民生費委託金、基礎年金等事務費委託金 4 万 5,000 円は、国民年金事務取扱費のシステム改修にかかるものでございます。

次に、15 款県支出金、2 項 2 目民生費補助金の 5 節児童福祉費補助金は、ひとり親家庭医療費等助成事業補助金 20 万円及び保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 151 万 1,000 円で、児童福祉費関係の歳出の財源でございます。

次の 3 目衛生費補助金、4 節環境衛生費補助金は、住宅用太陽光発電設備導入促

進事業補助金70万円となっております。

続いて、4目農林水産業費補助金、5節の環境保全型農業対策事業交付金5万8,000円及び7節のさわやか畜産事業補助金251万2,000円は、どちらも農業費で計上した事業の財源となっております。

次に、18款繰入金、2項3目ふるさと応援基金繰入金753万4,000円と4目地域福祉基金繰入金300万円は、歳出のほうでご説明いたしました外出支援巡回バス購入にかかるものであります。

最後に、歳入が歳出に不足する2,560万7,000円について、19款繰越金で補正をするものでございます。

以上で一般会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほう、お願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

町民課長、池永芳則君。

町民課長(池永芳則君)

平成25年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億996万5,000円を追加いたしました。歳入歳出の総額をそれぞれ21億4,282万3,000円とするものでございます。

なお、今回の補正につきましては、当初予算におきまして、過去の実績に基づいて、被保険者一人当たりの保険給付費を算出し、積算いたしましたが、医療費の伸びが大きく、過小予算となってしまったものでございます。

それでは、事項別明細書によって説明をさせていただきますので、35ページをお願いいたします。

初めに、歳出でございますが、1款3項1目の運営協議会費につきましては、当初予算におきまして13万5,000円を計上したところでございますが、1節報酬について、協議会の開催回数変更により、委員報酬が4万円不足するため、これを補正するものでございます。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、当初予算におきま

して、被保険者一人当たり保険給付費を18万3,000円で積算し、9億7,870万円を計上いたしましたが、10月末現在の実績で、一人当たり保険給付費が19万5,300円と1万2,300円増額となり、6,330万円の不足が見込まれるため、これを補正するものでございます。

続きまして、3目一般被保険者療養費でございますが、当初予算におきまして、被保険者一人当たり保険給付費を2,350円で積算し、1,254万円を計上いたしましたが、10月末現在の実績から一人当たり保険給付費が3,375円となり、1,025円増額修正し、546万円の不足が見込まれるため、これを補正するものでございます。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費でございますが、当初予算におきまして、被保険者一人当たり、保険給付費を2万1,500円で積算し、1億1,470万円計上いたしましたが、10月末現在の実績から2万5,270円と3,770円増額修正し、2,010万円の不足が見込まれるため、これを補正するものでございます。

続きまして、3款1項後期高齢者支援金等でございますが、当初予算で2億8,267万8,000円を計上いたしましたが、社会保険診療報酬支払基金からの納付額確定に伴い、1,300万5,000円不足するため、これを補正するものでございます。

なお、内訳といたしまして、1目後期高齢者支援金が1,300万3,000円、次のページの2目後期高齢者関係事務費拠出金として2,000円を補正するものでございます。

続きまして、9款1項1目診療報酬支払準備基金積立金でございますが、当初予算で7,002万8,000円を計上いたしましたが、基金運用に伴う預金利子の増額分1万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、11款1項3目償還金でございますが、当初予算で前年度と同額の600万円を計上してございましたが、前年度国庫補助金等の精算に伴う返還金で680万7,000円が不足するため、これを補正するものでございます。

主なものは平成24年度療養給付費負担金の返還が943万4,000円。退職者医療交付金の返還が281万円でございます。

3項1目直営診療施設勘定繰出金でございますが、当初予算で90万円計上いた

しましたが、東庄病院の医療機器整備に伴う国民健康保険特別調整交付金123万7,000円の交付決定通知に基づき、同金額を補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。34ページをお願いいたします。

3款2項1目財政調整交付金については、当初予算で9,107万7,000円を計上しておりましたが、先ほどご説明申し上げました東庄病院の医療機器整備分として国民健康保険特別調整交付金123万7,000円の交付決定通知を受けまして、同額を補正するものでございます。

続きまして、5款1項1目前期高齢者交付金でございますが、既に社会保険診療報酬支払基金より平成25年度分の交付金額3億8,256万6,000円が確定したことから、当初予算との差額分1,909万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、7款1項共同事業交付金でございますが、これは県内市町村が拠出金を出し合い、1件30万円以上の医療費に対し、59%を交付する事業でございます。当初予算におきまして、2億196万5,000円を計上いたしましたが、歳出で申し上げましたように、医療費の増に伴い、共同事業交付金も増額が見込まれることから、3,500万円を補正し、2億3,696万5,000円とするものでございます。

補正額の内訳といたしまして、1目1節高額医療共同事業交付金として1,400万円、また2目1節保険財政共同安定化事業交付金として2,100万円を補正するものでございます。

次に、8款1項財産運用収入でございますが、当初予算で2万8,000円を計上いたしました。診療報酬支払準備基金運用に伴う利子増分1万6,000円を補正するものでございます。

なお、10款繰越金でございますが、歳入が歳出に不足する額5,461万9,000円は、前年度繰越金をもって補正財源とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、議案第38号、平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2

号)について、内容をご説明申し上げます。

議案書の42ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出よりご説明申し上げます。1款総務費、1項1目一般管理費の64万7,000円の増額については、平成26年度に策定する第7期東庄町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画のため、日常生活圏域ニーズ調査を実施するための費用を補正するもので、11節は発送及び返信用の封筒代と調査票の印刷代、12節は調査票の発送及び返信の郵便料となっております。

以上の結果、歳出補正額は64万7,000円の増額、歳出合計で11億2,344万5,000円となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。41ページをお開きいただきたいと存じます。

8款繰越金64万7,000円の増額については、先ほど申し上げました歳出補正の増額分について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は64万7,000円の増額、歳入合計で11億2,344万5,000円となります。

以上で平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

病院事務長、宇ノ澤康成君。

病院事務長(宇ノ澤康成君)

議案第39号、平成25年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。議案書の49ページをごらんください。実施計画内訳書に基づきまして、内容の説明をいたします。

町長の提案理由にもございましたように、収益的支出と資本的支出の補正でございます。まず、収益的支出のうち第1項医業費用、第1目給与費のうち第3節賃金の既決予定額に198万円を追加し、6,078万円に、第3目経費のうち第15節委託料の既決予定額に134万2,000円を追加し、9,059万3,000円とするものです。内容は、賃金につきましては、24時間、365日対応しております救急医療にかかる当院常勤医師の負担軽減を図るため、非常勤の当直医を10月に採用したものでございます。

また、委託料につきましては、ただいま申し上げました非常勤当直医師を紹介してくれました、医師紹介業者への紹介料86万9,000円と、来年度実施されます地方公営企業会計制度の見直しに伴う経理システムの整備のための47万3,000円でございます。

続きまして、50ページをごらんください。

資本的支出の補正です。資本的支出のうち第1項建設改良費、第1目資産購入費、第1節器具備品購入費の既決予定額に1,155万円を追加し、2,426万2,000円とするものです。内容は、平成17年に導入いたしました電子カルテ、オーダーリングシステムが更新の時期を迎えております。今回の補正は、その内、緊急を要する臨床検査システムのみ更新を行うものです。臨床検査システムにつきましては、現在、不具合が生じた際、修繕がきかない状況にあるためでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

11番、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

ちょっと質問させていただきます。

24ページの車両購入費ですけれども、内容はよくわかりました。新しい車ですけれども、これは使用の制限というのはありましたっけ、老人しか乗ってはいけないとか。ずっと前に何か全部自由になったような気がしたんですけれども。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（石毛克身君）

ただいま多田議員からの質問についてお答えいたします。

外出支援巡回バスにつきましては、町民どなたでも乗れるということで、バスのほうにも表示されております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

11番、多田議員。

11番（多田和弘君）

そうすると、今回、ふるさと応援基金と地域福祉基金を使ってこのバスを買うということでもありますので、どうしてこれは今までどおり老人福祉費のほうに計上するのかというふうな疑問、単純な疑問ですけれども。例えば、国からのひもつきの補助金で買うのであったら、当然、その目的が決まってしまうわけですから、こういうふうに使いなさいということで、民生費の老人福祉費で買ってもいいと思いますけれども、今のお話は、結局、町民バスと同じなんですね。誰が乗ってもいいと。特に老人に限ったことではないという使用目的ですから、何も老人福祉費にしないで、町民バスと同じようなところで運用して、町民誰しものが乗れるというようなことを、もうちょっとイメージとしてやったらどうかなと思うんですが、何かそういうことをすると支障があるんでしょうか。

一番最初にこのバスを導入するというのは、千葉県知事が病院を訪れて、何台か提供してくれたというお話で、そのときはそういう老人だけのためのバスだったということで、当然、その延長線上でこれを考えて、今回のこういうケースになったと思うんですけれども、あるときから老人だけではなくて、今のお話ではないですけれども、町民全員が対象だということになれば、ある意味、発想としてはまちづくり課だとか総務課だとか、そういうような、また別の発想でこのバスを使うというようなことで、老人福祉費と、いかにもそこに入れてしまうと、やはり老人以外の人にはなかなかイメージ的に、管理も当然、今言ったように課が違いますから、そういうイメージで運用していくと思うんですが、その辺は町民バスと同じように、またはまちづくり課とか、そういうところに持っていくというのは何か抵抗というか、支障があるんでしょうか。

議長（鎌形寿一君）

副町長、清水正幸君。

副町長（清水正幸君）

ただいまご指摘の外出支援巡回バスにつきましては、議員ご指摘のとおり、特段、老人福祉費で計上しなくてもよかったのでございますが、当初、導入の経緯からして、今回も従前の科目を踏襲したということで、福祉車両ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、町民バスという流れで、大きいバスと小さいバス、2台持って、広く町民の研修に利用してもらっているわけでございますが、これは本来は町役場の職

員でありますとか、あるいは町の行政、議員さんでありますとか、そういう方々が研修に使うための目的で購入したバスでございまして、研修以外、いわゆる交通の手段として使うということについては、導入の経緯からして、ナンバーを取れないとか、いろいろな制約がありますので、福祉車両とは一線を画して町民バスの運行は図っていきたいと、こんなふうに考えております。

議長（鎌形寿一君）

11番、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

そういう副町長の説明だと、ますます町民のためのバスがなくなっちゃうと思います。僕は町民バスというのは町民がみんな使えるのかと思ったんですけども、目的として、議員が使うとか、職員が使うというお話で、ということになれば、ますますこういうふるさと応援基金で買ったバスは、町民のために広く使ってやったほうがいいんじゃないかなと思いますけれども。そういう、これまでのいきさつからこうしたということですけども、地域住民が使うために買ったバスですから、そういう意味では、バスに書いてあるという話ですけども、運用の担当課が、やはり今までのイメージでやるよりは、もっと担当課を変えたほうがいいんじゃないかなと僕は思ったんですけども。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ご承知のとおりだと思いますが、今、バス購入のいきさつからしてみてものご質問でありましたけど、実は高齢者福祉対策事業というきちんとした名称の中で、高齢者のためのバスということで購入した車両であります。当時、非常に病院等、高齢者が外出するのに大変不自由があるだろうということで、高齢者の外出を支援するバスということで導入いたしました。料金は無料であります。なぜかという、多くの補助金をいただいたバスでありますので、補助金をいただいたバスを走らせて、料金をいただくということはできませんでしたので、そのままずっと高齢者対策事業のバスとして運行してまいりました。

しかしながら、この助成の関係も、維持費も少しいただいておりましたけれども、それも国のほうから年数が決められて、打ち切られまして、その後、いろいろな話

が出てきて、バス運行に関する委員会を立ち上げて、バスをどういうふうにして有効に使ったらいいか、またバス停の問題等も含めて、話し合ってきたところであります。

皆さんで走らせるバスということで、町民バスという考え方をいたしまして、交通弱者対策ということでの方向転換をして、いわゆる高齢者も免許のない方も、免許があってももう高齢者で車に乗ったら危険だというようなことも含めて、そういう方、また子供たちでも乗れる、もっと極端に言えば、町を訪れた観光を目的のお客さんでも、町外の方でも乗って結構ですというぐらいのことを思っていました。

それとあわせて、今度は病院の関係が生まれてきました。旭の病院へピストンで、巡回バスと違って、どちらかという患者を送る送迎用のバスとして、また扱っておりました。ですから、全く町民の単なる足ではなくて、病院の患者の足としても使っているということで、大変臨機応変に使ったんですけれども、一つのセクションで申し上げますと、やはり病院と病院を結ぶということで、間に入って、今の福祉の担当でこれを当初から動かしてきたわけであります。

今後でありますけれども、今後、今の状況をあえて変えていかにしたいというふうに思っています。ただ、車両が古くなったということであります。今までの状況を改善、それと水曜日と日曜日はあえて運行を中止しておりましたけれども、これは単なる中止ではなくて、この日にちは利用者のほうからの申し込みも含めて、ピストン輸送で、目的を持って管内を走らせる。ですから、特定の人たちが町内を貸し切りの状態で乗れるように、水曜日と日曜日はしようと。あとは巡回させようと。非常に何でも受け入れて、使い勝手がいいものに変えてきたわけです。

ですから、これからもまたいろいろのご意見等が出てくるのだと思います。とりあえず、総まとめ役とすれば、福祉のバスで運行しようということが、病院の関係者にも、患者にも、それから地域の足としての高齢者の対策事業でも、また交通弱者でも、全てを網羅できるし、この担当は議会の文教委員長が座長となって運行してきたわけありますから、この形も今までどおりにしていきたい、このように考えておるわけでございます。

以上であります。

議長（鎌形寿一君）

11番、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

一応、わかりました。

議長（鎌形寿一君）

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第36号、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成25年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成25年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第15、請願第4号、町道2010号線排水路整備に関する請願及び日程第16、陳情第3号、産業廃棄物中間処理施設設置反対に関する陳情、以上2件を一括議題とします。職員に請願・陳情の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

ここで、請願紹介議員の代表から趣旨説明を求めます。

請願第4号、町道2010号線排水路整備に関する請願について、6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

町道2010号線排水路整備に関する請願について申し上げます。

請願場所につきましては、お手元の地図をごらんくださいますよう、お願いいたします。

また、先ほどの説明と重複する部分がございますが、ご了承をお願いいたします。

戦後、この道路の中央付近に飴工場があり、廃湯のために設けた排水路を、道路沿いの家庭も使用していました。工場火災があり、工場撤退後もそれを排水路として使用し続けてきました。町の水道管敷設の際、現場打ちコンクリートのU字溝が壊れたため、U字側溝（300B）を敷設し、ふたの両側に杉板を挟んで固定し、舗装してあります。

現状として、ふたをあけて清掃することが困難であり、国道側排水路との接続も悪いため、雨量の多いときは冠水してしまいます。また、経年劣化のためか、ふた

が不安定で、車や自転車の通行でガタガタと音がします。

この道路は、広いところでも3メートルほどで、通勤・通学する方が徒歩や自転車で駅前方面へ抜けるためにも利用している、静かな生活道路です。町では、道路整備に関して、建築基準法の趣旨、消防、防災の面から、最低、車道幅員4メートルに加え、両側側溝0.5メートルずつ、合わせて5メートルの用地を確保し、道路と排水路の立体的な推進をしており、拡幅が困難な生活道路の整備は、住民の方々の要望を取り入れ、弾力的に現状に応じた整備を進めるとしています。

当該道路は、両側にブロック塀など、構築物が多く、建築基準法でいう用地を確保し、拡幅整備することは非常に困難です。

また、住民の皆さんも道路の拡幅は望まず、現状の中でふたをあけて清掃ができ、多少の雨でも冠水の起きない排水路整備を速やかにしていただきたいというのが願いであります。

数年前から、個人単位ではこの排水路を何とかしてほしいと要望しているのですが、この地区の皆さんは大木戸区に入っている方と宿浜区に入っている方があり、またその中でも組が違うということなので、なかなか意見をまとめて町に要望するということが難しかったようです。

今回、皆さんの意見がまとまり、大木戸・宿浜両区長さんが請願者となり、同区内の町議会議員の皆様には紹介議員としてご署名をいただきました。住民の皆さんの同意書を添え、町道2010号線排水路整備を請願するものです。

以上、採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

これらの請願・陳情は、会議規則第91条第1項並びに第94条の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第17、休会の件を議題とします。常任委員会審査等のため、あす11日及び12日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。したがって、あす11日及び12日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。12月13日の会議は、議事の都合により、午後2時30分に繰り下げて開くことにします。予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時40分 延会)